

# ユーザーガイド利用の際の注意事項 (免責事項)

本ユーザーガイドは、五大特許庁(IP5)の情報を含み、発行時点における実務を反映したものです。本ユーザーガイドに記載された情報は、一般的な情報提供のみを目的としており、各庁の法令、施行規則、ガイドラインその他の規制の関連規定への不遵守を正当化するものと解釈されるべきではありません。各庁は、本ユーザーガイドの正確性、信頼性、内容について責任を負いません。

本ユーザーガイドに記載されている情報が、公式に公開された法令、規則、規制、各庁のウェブサイトで提供される情報、又は各庁によるガイダンスと矛盾する場合、これらの参照先が優先されます。出願や実務に関する最新かつ正確な情報、参考資料、追加資料については各庁のウェブサイトを確認、又は必要に応じて経験豊富な弁護士に相談してください。本ユーザーガイドの利用は自己責任で行い、その利用に起因するいかなる損害について各庁は一切の責任を負いません。

2025年9月

# はじめに

審判手続は、世界中の特許制度において極めて重要な構成要素であり、世界のユーザーにとって普遍的な関心事です。本ユーザーガイドは、IP5 の各審判部から提供された情報及び資料に基づき、IP5 における審判手続の基本的な手続及び実務をまとめたものです。これにより、世界のユーザーが IP5 各庁の関連手続を体系的に理解・活用し、特許紛争への対応・処理能力を高め、国際的な経済貿易交流及び協力を促進し、世界の科学技術革新及び経済成長を推進することを目的とします。

本ユーザーガイドでは、IP5 審判部の組織情報、請求提出プロセス、特許文書の訂正(補正)についての規則、ユーザーフレンドリーな政策、及び一般的に利用される情報・リソースなどの情報を具体的に扱っています。なお、ユーザーガイド自体の目的は、ユーザーに、より明確な審判についての概説を提供することであり、法的規定と実務経験との相乗効果を追求するものではありません。具体的出願の最終的判断は、各庁の法的規定によって決定されます。

本ユーザーガイド又はその一部を、個人利用、研究、又は教育目的で複製、配布、又は普及させることは自由です。ただし、出典を明記し、かつ無償での利用に限ります。事前の許可なく商業目的で利用することは禁止されています。

# 目次

欧州特許庁(EPO)審判部(BoA)における審判手続 .....	1
1. 組織情報.....	1
1.1 審判当局の名称 .....	1
1.2 ウェブサイトリンク及び公的連絡先.....	1
2. 審判部の審判手続の概要.....	1
2.1 主要な手続要素.....	1
2.1.1 最小請求単位 .....	1
2.1.2 請求人適格 .....	2
2.1.3 期間.....	2
2.1.4 公式手数料 .....	2
2.1.5 審理範囲 .....	3
2.2 補正規則.....	3
2.3 審理の方式.....	5
2.4 審判の終了又は取下げ及び権利回復.....	6
2.4.1 終了.....	6
2.4.2 審判の取下げ.....	6
2.4.3 権利回復 .....	6
2.5 審決の種類:想定される結論.....	6
2.6 無効化の法的効果 .....	7
2.7 外国出願人:出願人適格及び特別要件 .....	7
3. 請求提出プロセス .....	7
3.1 提出チャネル.....	7
3.2 オンライン・ポータル.....	7
3.3 必要な書類 .....	7
4. 追加リソース .....	8
日本特許庁(JPO)審判部(TAD)における特許審判手続 .....	9
1. 組織情報.....	9
1.1 審判当局の名称 .....	9

1.2	ウェブサイトリンク及び公的連絡先.....	9
2.	基本的な手続.....	9
2.1	拒絶査定不服審判.....	9
2.1.1	主要な手続要素.....	9
2.1.2	補正規則.....	11
2.1.3	審理の方式.....	13
2.1.4	手続きのステータス.....	13
2.1.5	審決の種類:想定される結論.....	13
2.1.6	請求人が在外者であるとき:請求人適格及び特別な要件.....	14
2.2	無効審判.....	14
2.2.1	主要な手続要素.....	14
2.2.2	補正規則.....	17
2.2.3	審理の方式.....	18
2.2.4	手続きのステータス.....	19
2.2.5	審決の種類:想定される結論.....	19
2.2.6	無効の法的効果.....	20
2.2.7	請求人が在外者であるとき:請求人適格及び特別な要件.....	20
2.3	特許異議申立て.....	20
2.3.1	主要な手続要素.....	20
2.3.2	補正規則.....	22
2.3.3	審理の方式.....	23
2.3.4	手続きのステータス.....	23
2.3.5	審決の種類:想定される結論.....	24
2.3.6	請求人が在外者であるとき:請求人適格及び特別な要件.....	24
2.4	訂正審判.....	25
2.4.1	主要な手続要素.....	25
2.4.2	補正規則.....	26
2.4.3	審理の方式.....	27
2.4.4	手続きのステータス.....	27
2.4.5	審決の種類:想定される結論.....	28
2.4.6	請求人が在外者であるとき:請求人適格及び特別な要件.....	28
3.	その後の司法手続き.....	28
4.	請求提出プロセス.....	28

4.1 提出チャンネル .....	28
4.2 オンライン・ポータル:電子出願プラットフォームへのリンク .....	29
4.3 必要な書類:標準材料.....	29
4.3.1 拒絶査定不服審判.....	29
4.3.2 Trial for invalidation .....	31
4.3.3 特許異議申立て .....	32
4.3.4 訂正審判 .....	32
5. 追加リソース .....	33
<b>韓国における審判手続 .....</b>	<b>35</b>
1. 組織情報.....	35
1.1 審判当局の名称 .....	35
1.2 ウェブサイトリンク及び公的連絡先.....	35
1.3 グループツアー及び口頭審理の傍聴 .....	35
1.4 審判制度の概要 .....	36
1.5 IPTAB の組織.....	36
2. 審判に関する一般情報 .....	37
2.1 審判の種類 .....	37
2.2 審理 .....	51
2.3 在外者の管理人 .....	52
2.3.1 外国に住所を有する出願人の特許管理人.....	52
2.3.2 在外者の商標管理人又は意匠管理人 .....	53
2.4 2024 年の主要指標.....	53
2.5 審判請求の手数料 .....	54
3. ユーザーフレンドリーな IPTAB 審判手続 .....	56
3.1 遠隔口頭審理 .....	56
3.2 3トラック審判制度 .....	57
3.3 IPTAB 選任弁護士.....	59
4. IPTAB 審決に対する訴訟手続き .....	61
5. 追加リソース .....	62
<b>中国における専利復審・無効手続 .....</b>	<b>63</b>
1. 組織情報.....	63

1.1	審判当局の名称 .....	63
1.2	ウェブサイトリンク及び公的連絡先.....	63
2.	基本的な手続.....	63
2.1	復審手続の側面.....	63
2.1.1	主要な手続要素 .....	64
2.1.2	補正規則 .....	65
2.1.3	審理範囲 .....	66
2.1.4	審理の方式 .....	67
2.1.5	専利復審請求手続のステータス .....	67
2.1.6	審決の種類:想定される結論 .....	68
2.2	無効化手続きの以下の側面 .....	69
2.2.1	主要な手続要素.....	70
2.2.2	補正規則.....	71
2.2.3	審理範囲.....	72
2.2.4	審理の方式.....	74
2.2.5	手続のステータス.....	75
2.2.6	無効宣告の審決の種類.....	76
2.2.7	無効の法的効果:遡及効又は将来効.....	76
3.	その後の司法手続き .....	76
3.1	審決に対する司法上の訴えが認められるか.....	76
3.2	管轄裁判所.....	76
4.	ユーザーフレンドリーな施策.....	77
4.1	多様な書類提出手続き .....	77
4.1.1	提出チャンネル:電子システムと紙ベースシステム.....	77
4.1.2	オンライン・ポータル:電子出願プラットフォームへのリンク .....	77
4.1.3	必要書類 .....	77
4.2	優先審理手続 .....	77
4.3	多角的審査メカニズム.....	79
4.4	外部研修・サービス .....	80
4.5	外国人当事者への通知.....	80
4.6	情報開示及びリソースリンク.....	80

1. 米国特許商標庁 (USPTO) 特許審判部 (PTAB) についての紹介 .....	82
1.1 ウェブサイト .....	82
1.2 審判官 .....	82
1.2.1 法令上の審判官 .....	82
1.2.2 特許審判官 (APJ) .....	82
1.3 3 人の審判官からなる合議体による最終書面決定 (審決) .....	82
2. 査定系審判 .....	82
2.1 ウェブサイト .....	82
2.2 概要 .....	82
2.3 請求提出プロセス .....	83
2.4 マニュアル及びリソースリンク .....	83
2.5 請求提出プロセス .....	83
3. その後の司法手続き .....	83
3.1 合議体による再審理の請求 .....	83
3.2 司法的再審理の請求 .....	83
4. 追加リソース .....	83
4.1 PTAB 先例審決及び参考審決 .....	83
4.2 リーガル・エクスペリエンス・アドバンスメント・プログラム (LEAP) ....	83
4.3 PTAB インベンター・アワー・シリーズ .....	83

## 欧州特許庁審判部における審判手続

### 1. 組織情報

#### 1.1 審判当局の名称

欧州特許庁(EPO)審判部(BoA)

#### 1.2 ウェブサイトリンク及び公的連絡先

<https://www.epo.org/appeals>

### 2. 審判部の審判手続の概要(欧州特許条約(EPC)第 21 条及び第 106 条を参照)

欧州特許庁(EPO)ホームページ「審判手続に関するよくある質問」を参照。

審判は、受理課、審査部、異議部及び法律部の決定に対して請求することができる。審理終了の最終決定又は中間決定に対して、当該決定が別個の審判を認める場合に限り審判を請求できる。

審判手続の機能は、行政決定の正当性に対する司法審査を提供することである(三権分立の原則に基づき、欧州特許条約(EPC)に基づく手続において、審判部(BoA)は第一審かつ最終審の司法機関として機能する)。審判手続は、行政(第一審)審理から完全に分離・独立している。審判部の決定は最終的なものである。

#### 2.1 主要な手続要素

##### 2.1.1 最小請求単位:単一クレーム対特許権全体

参考:

「欧州特許庁審決の動向

## V. 審判部における審理

### A. 審判手続

#### 2. 審判請求及び受理可能性

##### 2.2. 審判請求可能な決定」

[https://www.epo.org/en/legal/case-law/2025/clar\\_v\\_a\\_2\\_2.html](https://www.epo.org/en/legal/case-law/2025/clar_v_a_2_2.html)

##### 2.1.2 請求人適格：請求書提出の条件

欧州特許条約(EPC)第 107 条に基づき、決定によって不利な影響を受けた手続に関与した者は、審判を請求することができる。第一審の他の当事者は、当然に審判手続の当事者となる。

##### 2.1.3 期間：提出期間(及び延長の可能性)

欧州特許条約(EPC)第 108 条及び、審判部手続規則(RPBA)第 12 条(1)(a)及び(b)に基づき、審判請求書は、第一審である部門の決定の通知から 2 月以内に提出しなければならない。審判請求は、審判請求手数料が納付されるまでは、されたものとみなされない。当該決定の通知の日から 4 月以内に、EPC 施行規則に従い審判請求の理由を記載した審判請求理由書を提出しなければならない。

審判手続の当事者が複数いる異議申立事件においては、他の当事者による答弁書は、審判請求理由の通知から 4 月以内に提出しなければならない(RPBA 第 12 条第 1 項(c))。

##### 2.1.4 公式手数料

審判請求手数料の額は、手数料に関する規則に定められている。

### 2.1.5 審理範囲：審理対象事項及び基本的な請求理由

審判手続の主たる目的が、審判対象の決定を司法的にレビューすることであることを考慮すると、当事者の審判請求は、当該審判対象の決定の根拠となった請求、事実、反論、主張及び証拠に向けられなければならない(RPBA 第 12 条第 2 項参照)。

## 2.2 補正規則

RPBA 第 12 条第 4 項及び第 6 項、第 13 条第 1 項並びに第 13 条第 2 項に定める三段階の集中アプローチが適用される。

RPBA 第 12 条第 4 項：

当事者の審判請求のいかなる部分も、第 12 条第 2 項の要件を満たさない場合、当該部分が審判対象の決定に至る審理において適法に主張され維持されたことを当事者が立証しない限り、補正とみなされる。かかる補正は、合議体の裁量に限り認められる。

当事者は、各補正を明確に特定し、審判手続においてこれを提出する理由を記載しなければならない。特許出願又は特許の補正の場合には、当事者は、出願時の出願書類における補正の根拠を示すとともに、当該補正が反論を克服する理由を記載しなければならない。

合議体は、とりわけ、補正の複雑性、審判対象の決定に至る問題に対処する補正の適切性、手続経済の必要性などを考慮して、その裁量権を行使するものとする。

RPBA 規則第 12 条第 6 項：

合議体は、審判対象の決定に至る手続において認められなかった請求、事実、反論又は証拠を、これらを認めなかった決定に裁量権の行使において誤りがあった場合、又は審判事件の事情がその認容を正当化する場合を除き、認めないものとする。

合議体は、審判対象の決定に至る手続において提出されるべきであった、又は維持されなくなった請求、事実、反論又は証拠を、審判事件の事情がその認容を正当化する場合を除き、認めないものとする。

RPBA 規則第 13 条第 1 項:

当事者が審判請求理由書又は答弁書を提出した後の審判事件の補正は、当該補正の正当性を当事者が説明することを条件とし、合議体が裁量により認める場合に限り認められる。

第 12 条第 4 項から第 6 項までの規定は、当該手続に準用する。

当事者は、審判手続のこの段階で補正を提出する理由を提示しなければならない。

合議体は、特に以下の事項を考慮してその裁量権を行使するものとする: 審理の現状、他の当事者が審判手続において適法に提起した問題、又は合議体が提起した問題を解決するのに補正が適しているか否か、補正が手続経済に反するか否か、また特許出願又は特許の補正の場合、当該補正が、他の当事者が審判手続において提起した問題又は審判部が提起した問題を、一見して克服し、かつ新たな反論を生じさせないことを当事者が立証したか否か。

RPBA 規則第 13 条第 2 項:

EPC 第 100 条第 2 項に基づく通知において合議体が指定した期間の満了後、又はかかる通知がなされない場合には第 15 条第 1 項に基づく通知の後に行われた当事者の審判事件に対する補正は、原則、考慮されない。ただし、当該当事者により説得力のある理由をもって正当化された特段の事情があるときは、この限りでない。

## 2.3 審理の方式

書面審理又は口頭審理:

EPC 第 116 条及び EPC 施行規則第 115 条の適用において、審判部は、口頭審理が適切であると認める場合、又は当事者のいずれかから請求があった場合には、口頭審理を実施するものとする。

RPBA 第 15 条第 1 項に基づき、審判部は、口頭審理を実施する場合には、少なくとも 4 月前には期日の呼出しを行うよう努めなければならない。

RPBA 第 15 条 a(1)に基づき、合議体は、当事者の申立により又は職権で、適切と認める場合には、EPC 第 116 条に従い、テレビ会議システムによる口頭審理の実施を決定することができる。

審判部における口頭審理に関する詳細情報は、審判部のウェブサイトでご覧いただけます。

<https://www.epo.org/en/case-law-appeals/oral-proceedings>

### 1) 口頭審理に関する情報

口頭審理は、口頭審理日程表に記載されている。

### 2) 遠隔参加の可否

可能。

## 2.4 審判の終了又は取下げ及び権利回復

### 2.4.1 終了

審判手続の終了に関する判例を参照。

(Case Law Book, V.A.7.)

<https://www.epo.org/en/legal/case-law/2025/clr v a 7.html>

### 2.4.2 審判の取下げ

EPC の下では、特許出願、異議申立又は審判の取り下げが可能である。一部取り下げに関しては J 19/82 を参照。

### 2.4.3 権利回復

権利の回復は、EPC 第 122 条に規定されている。

## 2.5 審決の種類：想定される審決(例：拒絶査定<sup>1</sup>の維持、中止、又はみなし取り下げ、特許無効の宣言)

査定系事件が実体審理による決定で処分された場合、以下の結果が生じ得る：

- 1) 請求却下；
- 2) 事件を審査部に差し戻し、さらなる審理及び決定を行う；
- 3) 特許付与。

当事者系事件が実体審理による決定で処分された場合、以下の結果が生じ得る：

- 1) 請求却下；
- 2) 事件を異議部に差し戻し、さらなる審理及び決定を行う；
- 3) 補正後の特許維持；

- 4) 付与時の特許維持;
- 5) 特許取消。

詳細な統計情報は、審判部の年次報告書で確認できる。

## 2.6 無効の法的効果:遡及効(「権利は初めから存在しなかったものとみなされる」)、又は将来効

### EPC 第 68 条

#### 欧州特許の取消又は限定の効果

欧州特許出願及びこれに基づく欧州特許は、異議申立手続、限定手続又は取消手続において特許が取り消され又は限定された範囲については、EPC 第 64 条及び第 67 条に規定する効果を当初から有していなかったものとみなされる。

## 2.7 外国出願人:出願人適格及び特別要件

外国人出願人に制限なし。EU 域内に居住していない場合は、EPO 認定の専門家による代理が必要。

### EPC 第 133 条第 2 項

## 3. 請求提出プロセス

### 3.1 提出チャンネル:電子システムと紙ベースのシステム

電子方式(EPO オンライン出願)又は書面(郵送)。

### 3.2 オンライン・ポータル:電子出願プラットフォームへのリンク

EPO オンライン出願

<https://www.epo.org/applying/online-services.html>

### 3.3 必要な書類:標準材料

EPC 第 108 条に基づき、審判請求書は、欧州特許条約施行規則に従い、決定の通知の日から 2 月以内に欧州特許庁に提出しなければならない。審判請求は、審判請求手数料が納付されるまでは、されたものとみなされない。当該決定の通知の日から 4 月以内に、EPC 施行規則に従い、審判請求の理由を記載した審判請求理由書を提出しなければならない。

## 4. 追加リソース

- 欧州特許庁審決の動向 第 11 版」(最新版)

<https://www.epo.org/en/legal/case-law>

- 審判部年次報告書

<https://www.epo.org/en/case-law-appeals/annual-reports>

# 日本特許庁(JPO)審判部(TAD)における 特許審判手続

## 1. 組織情報

### 1.1 審判当局の名称

日本特許庁(JPO)審判部(TAD)

### 1.2 ウェブサイトリンク及び公的連絡先

電話番号: +81-3-3581-1101 Ext.3613

E-mail: PA6B00@jpo.go.jp

## 2. 基本的な手続

### 2.1 拒絶査定不服審判

#### 2.1.1 主要な手続要素

##### (1) 請求人適格

審判請求人は、拒絶をすべき旨の査定を受けた者(承継人を含む)である。特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない。

##### (2) 期間: 提出期間(及び延長の可能性)

特許法第 121 条第 1 項: 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があった日から三月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。

第 2 項: 拒絶査定不服審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないとき

は、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から 14 日(在外者にあつては、2 月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で特許法第 4 条に規定する期間を延長することができるが、特許出願の拒絶査定不服審判についての期間(特許法第 121 条)を除き、原則として延長はしない。

#### ※Q&A

Q: 審判請求期間を延長することはできますか。

A: 延長請求は認められません。ただし、特許の拒絶査定不服審判(特許権の存続期間の延長登録出願に係る拒絶査定不服審判は除く。)の請求期間については、出願人が在外者であるときは、職権により「1月」の期間延長をします。拒絶査定謄本送達日から「4月」が審判請求期間となります。職権による延長ですので、期間延長請求書等の提出は不要です。

(3) 手数料: 49,500 円 + (請求項の数 × 5,500 円)

(4) 審理範囲: 審理対象及び共通の請求理由

審判官からなる合議体は、拒絶査定が妥当であるかを審理します。妥当でないと判断した場合、他の拒絶の理由の有無について審判部の職権による調査を行い、権利付与の可否を判断します。

### 2.1.2 補正規則

可能な補正(種類及び時期)

○審判請求時の補正

特許出願について拒絶査定不服審判を請求するときは、出願人は、審判請求と同時にするときに限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について、以下の内容の補正をすることができる。

A. 特許請求の範囲の補正について補正可能な範囲

- (a) 請求項の削除
- (b) 請求項の限定的減縮
- (c) 誤記の訂正
- (d) 拒絶理由に示す事項についてする明りようでない記載の釈明を目的とするものに限られる。

さらに、(b)の請求項の限定的減縮を目的とするものについては、特許出願の際独立して特許可能であることが必要である。

B. 明細書、特許請求の範囲又は図面について、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(外国語書面出願の場合は翻訳文)に記載した事項の範囲内でない新規事項を追加する補正はできない。ただし、誤訳訂正書によるときは、外国語書面に記載された事項の範囲内であれば、翻訳文に記載した事項の範囲を越える補正が可能である。

C. 審判請求時の補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについて判断が示された発明をそれと技術的特徴の異なる別発明に変更する補正はできない。

D. A.、B.、C.の要件を満たさない補正は却下する。

○当審における補正(審判請求時を除く)

特許出願の拒絶査定不服審判においては、拒絶理由が通知されたとき、審判請求人は願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

- A. 当審で通知する拒絶理由が特許法第 17 条の 2 第 1 項 1 号の「最初の拒絶理由通知」に相当するとき、出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面(外国語書面出願の場合には翻訳文)に新規事項を追加しない範囲で補正することが可能である。ただし、誤訳訂正書による場合には、外国語書面に記載された事項の範囲内であれば、翻訳文に記載された事項の範囲を越える補正が可能である。補正要件に違反する補正は拒絶理由の対象となる。
- B. 当審で通知する拒絶理由が特許法第 17 条の 2 第 1 号 3 号の「最後の拒絶理由通知」に相当するとき、補正は審判請求時の補正可能な範囲と同じである。補正要件に違反する補正は、却下する。

### 2.1.3 審理の方式

拒絶査定不服審判は、書面審理による。

### 2.1.4 手続のステータス: 審理の終了、中断、又は再開の条件

特許庁第 168 条(抜粋):

第 1 項 審判において必要があると認めるときは、特許(商標登録)異議の申立てについての決定若しくは、他の審判の審決が確定し又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

### 2.1.5 審決の種類: 想定される結論

- (1) 原査定の拒絶理由によって拒絶をすべきものであるときは、審判の請求は成り立たない旨の審決をする。
- (2) 原査定の拒絶理由によっては拒絶をすべきものでないと判断したとき、審判においては拒絶理由通知等の手続が準用されていて審理を進めること

ができる。その結果、拒絶をすべきものであるときは、審判の請求は成り立たない旨の審決をする。拒絶の理由を発見しないときは、原査定を取り消し、審判の請求を認める旨の審決をする。

(3) 原査定の拒絶理由によっては拒絶をすべきものでないと判断し、原査定を取り消すときは、さらに審査に付すべき旨の審決をすることもできる。

(4) 不適法な審判請求であって、その補正をすることができないときは、審決をもって却下する。

### 2.1.6 請求人が在外者であるとき：請求人適格及び特別な要件

代理人を要する。在外者が特許管理人によらないで手続をしたときは、その手続は不適法なものとして却下する(特許法第 18 条の 2、第 133 条の 2、第 135 条、実用新案法第 41 条)。

## 2.2 無効審判

### 2.2.1 主要な手続要素

(1) 最小請求単位：請求項ごと

(2) 請求人適格：利害関係人

(3) 期間：提出期間(及び延長の可能性)

権利の設定登録後であれば、いつでも、権利の消滅後でも無効審判を請求することができる。

(4) 手数料：49,500 円 + (請求項の数 × 5,500 円)

(5) 審理範囲：審理対象及び共通の請求理由

公益的事由(新規性、進歩性、明細書の記載不備等)

権利帰属に関する事由(冒認出願、共同出願違反)

特許後の後発的事由(権利享有違反、条約違反)

無効事由は、権利を無効にする理由及び事実である。その理由は、法定(特許法第 123 条第 1 項、実用新案法第 37 条第 1 項)のものに限られ、これ以外のもを理由として無効審判を請求することができない。いわゆる制限列挙規定である。

特許法第 123 条(抜粋):

第 1 項 特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

- (1) その特許が第 17 条の 2 第 3 項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願(外国語書面出願を除く。)に対してされたとき。
- (2) その特許が第 25 条、第 29 条、第 29 条の 2、第 32 条、第 38 条又は第 39 条第 1 項から第 4 項までの規定に違反してされたとき(その特許が第 38 条の規定に違反してされた場合にあつては、第 74 条第 1 項の規定による請求に基づき、その特許に係る特許権の移転の登録があつたときを除く。)
- (3) その特許が条約に違反してされたとき。
- (4) その特許が第 36 条第 4 項第 1 号又は第 6 項(第 4 号を除く。)に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたとき。
- (5) 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内でないとき。
- (6) その特許がその発明について特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対してされたとき(第 74 条第 1 項の規定による請求に基づき、その特許に係る特許権の移転の登録があつたときを除く。)

(7) 特許がされた後において、その特許権者が第 25 条の規定により特許権を享有することができない者になったとき、又はその特許が条約に違反することとなったとき。

(8) その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が第 126 条第一項ただし書若しくは第 5 項から第 7 項まで(第 120 条の 5 第 9 項又は第 134 条の 2 第 9 項において準用する場合を含む。)、第 120 条の 5 第 2 項ただし書又は第 134 条の 2 第 1 項ただし書の規定に違反してされたとき。

審判においては、当事者又は参加人が申し立てない理由(例えば、異なる条文)についても、審理することができるから、無効審判において、請求人が主張していない無効理由を職権で探知することもできる。ただし、請求人の申し立てない請求の趣旨については審理をすることができないから、無効審判が請求されていない請求項、指定商品・役務について無効理由を職権探知することはできない。

当事者又は参加人が申し立てない理由について審理したときは、審判長はその審理の結果を、被請求人(権利者)には無効理由として、請求人及び参加人には職権審理結果として通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。これに対応して、両当事者及び参加人は、通知された無効理由について、意見を述べることができる。

## 2.2.2 補正規則

(1) 審判請求書の要旨を変更する補正(及び時期)

※Q&A

Q: 無効審判について、無効理由の証拠は、あとから追加できますか。

A: 無効理由の証拠の追加により、「権利を無効にする根拠となる事実(主要事実)」を変更することは、請求の理由の要旨を変更する補正に該当しますが、特許法第 131 条の 2 第 1 項ただし書き及び第 2 項の規定により、当該補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかであり、かつ、同法第 2 項各号に該当する事由(訂正の請求により請求の理由を補正する必要が生じたこと、あるいは、当該補正に係る請求の理由を審判請求時の請求書に記載しなかったことにつき合理的な理由があり、被請求人が同意したこと)があるときは、審判長の裁量により許可されることがあります。

#### (2) 可能な請求項の訂正(種類及び時期)

特許法第 134 条の 2 第 1 項: 特許無効審判の被請求人は、前条第 1 項若しくは第 2 項、次条、第 153 条第 2 項又は第 164 条の 2 第 2 項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- (1) 特許請求の範囲の減縮
- (2) 誤記又は誤訳の訂正
- (3) 明瞭でない記載の釈明
- (4) 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。

### 2.2.3 審理の方式

#### (1) 書面審理又は口頭審理

原則口頭審理(書面審理も可)

無効審判は、口頭審理による。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申

立てにより又は職権で、書面審理によるものとするができる。書面審理によるとしたのち、再び口頭審理によるとすることもできる。このときは、口頭審理の通知を行う。

無効審判は、原則として、口頭審理によるが、以下のときは、例外的に、書面審理によるものとするができる。

- ・ 審判請求又は審判請求に係る手続(審判請求書)を却下すべきとき
- ・ 当事者が争わないことが明らかなきとき
- ・ 当事者(及び参加人)の全てが書面審理を申し立てているとき
- ・ その他、口頭審理を行う必要がないとの判断がされたとき

#### (2) 遠隔参加の可否

2021年特許法等改正に伴い、2021年10月より、審判長の裁量により、口頭弁論期日における手続を「映像と音声の送受信により、関係当事者が相互に相手の状態を確認しながら通話をすることができる方法」により実施することが可能となった(以下「オンライン」という)により、審判部に出頭することなく手続を行うことが可能となった(以下「オンライン出頭」という)。

無効審判等の口頭審理においては、審判長の裁量により、当事者等がオンラインで出頭することができる(オンライン出頭)。

#### 2.2.4 手続のステータス：審理の終了、中断、又は再開の条件

特許法第168条第1項 審判において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

#### 2.2.5 審決の種類：想定される結論

(1) 請求人の請求を全部認める(特許、実用新案については、請求人が無効を主張する請求項の全てに係る特許(又は実用新案登録)を無効とする。商標登録については、請求人が無効を主張する指定商品又は指定役務の全てについて無効とする。)

(2) 請求人の請求を一部認める(特許、実用新案については、請求人が無効を主張する請求項の一部に係る特許(又は実用新案登録)を無効とし、他の請求項については無効としない。商標登録については、請求人が無効を主張する指定商品又は指定役務の一部を無効とし、他の指定商品又は指定役務は無効としない。)

(3) 請求人の請求を認めない(特許、実用新案については、請求人が無効を主張する全ての請求項に係る特許(又は実用新案登録)を無効としない。商標登録については、請求人が無効を主張する全ての指定商品又は指定役務について無効としない。)

(4) 審判の請求を却下する。

### 2.2.6 無効の法的効果

無効審決が確定したときは、権利は初めから存在しなかったものとみなされる(特許法第 125 条、実用新案法第 41 条)。

### 2.2.7 請求人が在外者であるとき：請求人適格及び特別な要件

代理人を要する。在外者が特許管理人によらないで手続をしたときは、その手続は不適法なものとして却下する(特許法第 18 条の 2、第 133 条の 2、第 135 条、実用新案法第 41 条)。

## 2.3 特許異議申立て

### 2.3.1 主要な手続要素

- (1) 最小請求単位：請求項ごと
- (2) 請求人適格：何人も(匿名は不可)
- (3) 期間：提出期間(及び延長の可能性)

何人も、特許掲載公報発行の日から 6 月以内に限り、特許異議の申立てをすることができる。この期間外になされた特許異議の申立て、及び、この期間内であっても特許権消滅後になされた特許異議の申立てについては、補正により是正することのできない不適法な申立てであるとして、合議体は決定をもって特許異議の申立てを却下する。

- (4) 手数料：16,500 円 + (請求項の数 × 2,400 円)

- (5) 審理範囲：審理対象及び共通の請求理由  
公益的事由(新規性、進歩性、明細書の記載不備等)

#### 特許法第 113 条

何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内に限り、特許庁長官に、特許が次の各号のいずれかに該当することを理由として特許異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の請求項に係る特許については、請求項ごとに特許異議の申立てをすることができる。

- (1) その特許が第 17 条の 2 第 3 項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願(外国語書面出願を除く。)に対してされたこと。
- (2) その特許が第 25 条、第 29 条、第 29 条の 2、第 32 条又は第 39 条第 1 項から第 4 項までの規定に違反してされたこと。
- (3) その特許が条約に違反してされたこと。
- (4) その特許が第 36 条第 4 項第 1 号又は第 6 項(第 4 号を除く。)に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたこと。

(5) 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内でないこと。合議体は、職権により、特許異議申立人が申し立てない理由についても審理することができる(特許法第 120 条 の 2 第 1 項)、また、特許異議申立人が申し立てない証拠の採用も可能である。

### 2.3.2 補正規則

#### (1) 審判請求書の要旨を変更する補正(及び時期)

##### 特許異議申立書の補正

##### ○補正の考え方

特許異議申立書には、特許異議の申立ての主体(特許異議申立人)、客体(申立てに係る特許の表示(特許番号、請求項))及び特許異議の申立ての理由及び必要な証拠を記載しなければならない。この特許異議申立書の補正はいつでもできるが、その要旨を変更するものであってはならない。

##### ○具体的取扱い

##### ア 主体(特許異議申立人)の補正

特許異議の申立ての主体(特許異議申立人)の補正は、特許異議申立人の同一性が失われる場合には要旨変更となる。対象の同一性が失われない範囲で、記載の誤りを正すものは要旨変更としない。

##### イ 客体(特許番号、請求項)の補正

特許異議の申立ての客体(特許番号、請求項)の補正についても、特許番号、請求項の同一性が失われる場合には要旨変更となる。ただし、特許異議の申立ての対象としての請求項の削除は、本来要旨変更となるものであるが、申立てに係る請求項の取下げと同様に取り扱うことができることから、例外

的に取消理由が通知されるまでは要旨変更としない。

特許異議の申立ての理由及び証拠の補正については、例外的に、その要旨を変更するものであっても、特許異議申立期間が経過する時又は取消理由の通知がある時のいずれか早い時までには、理由及び証拠の追加、変更ができる（特許法第 115 条第 2 項ただし書）。

この時以降は、特許異議申立書の要旨を変更しない範囲でのみ補正できる。

#### (2) 可能な補正(種類及び時期)

特許権者は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。訂正を請求できる期間は、取消理由通知において指定された意見書の提出期間(標準 60 日(在外者 90 日))である(特許法第 120 条の 5 第 1 項)。

### 2.3.3 審理の方式

書面審理(口頭審理はない)

### 2.3.4 手続のステータス: 審理の終了、中断、又は再開の条件

特許法第 168 条(抜粋):

第 1 項 審判において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

### 2.3.5 審決の種類: 想定される結論

#### (1) 取消決定

## (2) 維持決定

### (3) 訂正の請求がされた場合

願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について訂正の請求がされ、当該訂正を認めるときは、認める旨を特許異議の申立てについての決定の結論に示すとともに、決定の理由中に認める理由を記載する。

当該訂正の請求を認めないときは、認めない旨は、決定の結論には記載せず、決定の理由中に訂正を認めない旨及び訂正を認めない理由を記載する。

一部の請求項を削除する訂正の請求があり、その訂正が認められたことにより、特許異議の申立ての対象が存在しなくなった場合、存在しない請求項についての申立てを却下することを記載する。

なお、訂正の請求により、特許異議の申立てがされた請求項が全て削除されたときは、特許異議の申立ての対象が存在しないこととなるから、当該訂正の請求を認め、特許異議の申立てを却下する。

### 2.3.6 請求人が在外者であるとき：請求人適格及び特別な要件

代理人を要する。在外者が特許管理人によらないで手続をしたときは、その手続は不適法なものとして却下する(特許法第 18 条の 2、第 133 条の 2、第 135 条、実用新案法第 41 条)。

## 2.4 訂正審判

### 2.4.1 主要な手続要素：

#### (1) 請求人適格

請求人は、特許権者である(特許法第 126 条第 1 項)。

特許権の共有者がその共有に係る権利について請求するときは、共有者の

全員が共同して請求しなければならない(同法第 132 条第 3 項)。

(2) 期間: 提出期間(及び延長の可能性)

特許権者は、権利の設定の登録があった後において、訂正審判を請求することができるが、特許異議の申立て又は特許無効審判が特許庁に係属した時からその決定又は審決が確定するまでの間は、訂正審判を請求することはできない(同法第 126 条第 1 項、2 項)。一部の請求項のみについて特許異議の申立て又は特許無効審判がされているときであっても、同様に訂正審判を請求することはできない。

(3) 手数料: 49,500 円 + (請求項の数 × 5,500 円)

(4) 審理範囲: 審理対象及び共通の請求理由

合議体は、審判請求書及びこれに添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の記載を基に、訂正審判の請求が特許法第 126 条に規定する要件を満たしているか否かを判断する。訂正審判が請求項(又は一群の請求項)ごとに請求されているときは、請求項(又は一群の請求項)ごとに訂正の適否の判断を行う。

## 2.4.2 補正規則

(1) 審判請求書の要旨を変更する補正(及び時期)

A. 訂正審判においては、審理終結の通知(特許法第 156 条第 1 条)があるまで(審理の再開(特許法第 156 条第 3 項)がされたときは、その後更に審理終結の通知があるまで)は、請求書の補正をすることができる(特許法第 17 条第 1 項)。

B. 補正により訂正事項が追加された場合等、当該補正が要旨を変更するものであるときは当該補正を採用することはできない。

審判請求書の補正は、その要旨を変更するものであってはならない(特許法第131条の2第1項)。要旨の変更とは、審判請求書の記載事項のうち、請求の趣旨(訂正事項)の記載を変更することによって、補正の前後で請求の基礎である「審判を申し立てている事項」の同一性や範囲を変更することである。

## (2) 可能な請求項の訂正(種類及び時期)

特許権者が願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についての訂正の要件は、特許法第126条に定められている。

訂正は、特許の一部についての瑕疵を事前に取り除くことにより無効審判などの攻撃に備えるものであるから、そのような目的を達するために最小限の範囲で認めれば十分である。そこで、訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限ることとされている(特許法第126条第1項、平成5年法律第26号附則第4条第2項、旧実用新案法第39条第1項)。

(1) 特許請求の範囲の減縮(ただし書第1号)

(2) 誤記又は誤訳の訂正(ただし書第2号)

(3) 明瞭でない記載の釈明(ただし書第3号)

(4) 請求項間の引用関係の解消(他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする)(ただし書第4号)

また、訂正は、願書に添付した明細書等に記載された事項の範囲内で行われなければならない。実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものであってはならず、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際に独立して特許を受けることができるものでなければならない。

### 2.4.3 審理の方式

訂正審判は、書面審理による。ただし、審判長は、当事者の申立てにより又は職権で口頭審理によるものとするができる(特許法第 145 条第 2 項)。

### 2.4.4 手続のステータス：審理の終了、中断、又は再開の条件

特許法第 168 条(抜粋)

第 1 項 審判において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

### 2.4.5 審決の種類：想定される結論

- (1) 請求成立(訂正を認める)
- (2) 一部請求成立(訂正を一部認める)
- (3) 請求不成立(訂正を認めない)
- (4) 請求却下

### 2.4.6 請求人が在外者であるとき：請求人適格及び特別な要件

代理人を要する。在外者が特許管理人によらないで手続をしたときは、その手続は不適法なものとして却下する(特許法第 18 条の 2、第 133 条の 2、第 135 条、実用新案法第 41 条)。

## 3. その後の司法手続き

審判部の決定に不服がある場合は、知的財産高等裁判所に提訴されます。

## 4. 請求提出プロセス

### 4.1 提出チャンネル

令和 6 年 1 月からは無効審判請求書や異議申立書等の手続も、電子情報処理組織を使用して提出することができる(特例法施規第 13 条第 2 項、3 項)。この手続を「電子特殊申請」といい、詳細は、特許庁ウェブサイトを参照。

- 申請手続のデジタル化について  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei\\_digitalize.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei_digitalize.html)
- 審判手続の電子特殊申請について  
[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/shinpan\\_digitalize.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shinpan_digitalize.html)

拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判については、原則として、電子情報処理組織を使用して審判手続が行われる。

上記のとおり、無効審判請求書、異議申立書等の申請手続は、書面、文書による手続のほか、電子情報処理組織を使用した手続(電子特殊申請)により行うこともできる。なお、本審判便覧の各節において、副本等の提出については書面等によるものを記載しているが、電子情報処理組織を使用した手続(電子特殊申請)においては、相手方及び審理用の副本の提出は不要である(特例法施規第 10 条の 3)。

### 4.2 オンライン・ポータル:電子出願プラットフォームへのリンク

<https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/index.html>

## 4.3 必要な書類：標準材料(例えば、請求書、証拠)

### 4.3.1 拒絶査定不服審判

#### (1) 一般的事項

ア 拒絶査定不服審判の請求をする者は、特許法第 131 条に定める方式要件を満たした審判請求書を提出しなければならない(特許法施行規則第 46 条(様式 61 の 6))。

イ 請求書の必要的記載事項と方式など

#### (2) 請求の趣旨(特許法第 131 条第 1 項 3 号)

ア 請求の趣旨とは、請求人がどのような審決を求めるかの要求であり、請求の対象である特許出願が特定されてなければならない。

イ 「請求の趣旨」の欄には、通常は、「原査定を取り消す。本願の発明は特許すべきものである、との審決を求める。」のように表示する。

#### (3) 請求の理由(特許法第 131 条第 1 項 3 号)

ア 請求の理由には、請求の趣旨に対応して拒絶査定を取り消すべき理由を表示する。

イ 「請求の理由」の欄には、まず、拒絶査定までの経緯及び拒絶査定の理由の要点を記載し、ついで、拒絶査定を取り消すべき理由を具体的かつ明確に記載する。

ウ 審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、当該補正がされた明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて、拒絶査定を取り消すべき理由を記載する。

エ 特許において、審査段階で行われた補正却下の決定に対する不服は、拒絶査定不服審判を請求した場合における審判(特許法第 121 条)において申し立てることができる(同法第 53 条第 3 項)。

なお、審判段階で行われた補正却下の決定に対する不服は、拒絶査定不服審判の審決取消訴訟(同法第 178 条)において申し立てることができる(同法第 159 条第 1 項)。

オ特許出願について、審査において行われた補正却下の決定について不服を申し立てる場合、審判請求時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をしないときは、補正却下の決定に不服である旨及び補正却下の決定を取り消すべき理由を記載し、当該補正がされた明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて、拒絶査定を取り消すべき理由を記載する。

カ特許出願について、審査において行われた補正却下の決定について不服を申し立て、かつ審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、審判請求時の補正がされた明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて、拒絶査定を取り消すべき理由を記載する。なお、審判請求時の補正は、拒絶査定を受けた明細書、特許請求の範囲及び図面を対象として行うことになるので、補正却下の決定に不服な事項は全て審判請求時の補正に盛り込む必要がある。すなわち、却下された補正と同じ補正をするときには、同じ内容の補正書を改めて提出する必要がある。

#### 4.3.2 無効審判

特許法第 131 条(抜粋)

第 1 項 審判を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。

- (1) 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 審判事件の表示
- (3) 請求の趣旨及びその理由

第 2 項 特許無効審判を請求する場合における前項第 3 号に掲げる請求の理由は、特許を無効にする根拠となる事実を具体的に特定し、かつ、立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載したものでなければならない。

#### 4.3.3 特許異議申立て

特許法第 115 条第 1 項(抜粋)

特許異議の申立てをする者は、次に掲げる事項を記載した特許異議申立書を特許庁長官に提出しなければならない。

- (1) 特許異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 特許異議の申立てに係る特許の表示
- (3) 特許異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

#### 4.3.4 訂正審判

- (1) 一般的事項

ア 訂正審判の請求をする者は、方式要件を満たした審判請求書を提出しなければならない(特許法第 131 条第 1 項、第 3 項、特許法施行規則第 46 条、様式 62)。

イ 請求書及びその添付書類、証拠物件(検証物の場合は、図面、見本、ひな形)については、審理用の副本を 1 通提出しなければならない(特許法施行規則第 50 条の 4、第 50 条第 2 項、第 3 項)。

- (2) 請求の趣旨(特許法第 131 条第 1 項 3 号)
- (3) 請求の理由(特許法第 131 条第 1 項 3 号、同条第 3 項、特許法施行規則第 46 条の 2)
- (4) 請求書の添付書類

なお、専用実施権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を証明する書面を提出しなければならず(特許法第 127 条、特許法施行規則第 6 条)、承諾を証明する書面の提出がないとき、その審判請求書は却下される(特許法第 133 条第 3 項)。

(5) 手数料

<https://www.jpo.go.jp/e/system/process/tesuryo/hyou.html>

## 5. 追加リソース

審判便覧

[https://www.jpo.go.jp/e/system/trial\\_appeal/sinpan-binran.html](https://www.jpo.go.jp/e/system/trial_appeal/sinpan-binran.html)

審判制度に関する Q&A

[https://www.jpo.go.jp/e/system/trial\\_appeal/faq.html](https://www.jpo.go.jp/e/system/trial_appeal/faq.html)

法律関連

<https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/index.html>

審判制度ハンドブック

[https://www.jpo.go.jp/e/resources/report/sonota-info/document/pamphlet/shinpan\\_gaiyo\\_e.pdf](https://www.jpo.go.jp/e/resources/report/sonota-info/document/pamphlet/shinpan_gaiyo_e.pdf)

## 韓国における審判手続

### 1. 組織情報

#### 1.1 審判当局の名称

韓国特許庁特許審判院(IPTAB)

#### 1.2 ウェブサイトリンク及び公的連絡先

Website:

<https://www.kipo.go.kr/>

<https://www.kipo.go.kr/ipt/>

電話番号: +82-42-481-8207

Fax: +82-42-472-3474

住所: Daejeon Government Complex, Civil Service Building,  
189 Cheongsa-ro, Seo-gu, Daejeon, Republic of Korea

#### 1.3 グループツアー及び口頭審理の傍聴



IPTAB は、IPTAB についてより深く理解し、特許審判への関心を高めていただくため、団体見学を歓迎する。IPTAB における口頭審理のほとんどは公開されており、事前申請によりどなたでも公開審理を傍聴できます。団体見学及び口頭審理の傍聴をご希望の方は、IPTAB ウェブサイト (<https://www.kipo.go.kr/ipt/>) をご覧ください。

#### 1.4 審判制度の概要

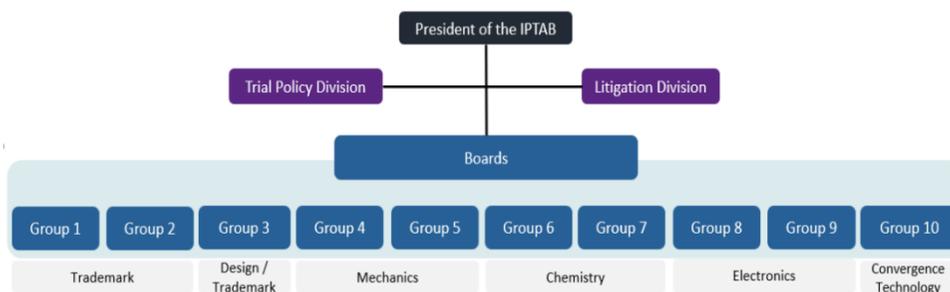
韓国特許審判院(IPTAB)は、1998年3月1日より韓国特許庁(KIPO)内に独立して運営されている準司法機関である。同院は、査定系審判と呼ばれる審査官による拒絶査定結果を審理するとともに、当事者系審判と呼ばれる、付与された知的財産権の有効性に関する紛争を裁定する。

その設置以来、同院は、審判官の人材プール拡大と能力・専門性の育成に努

めてきた。さらに、透明性が高く効率的かつ円滑な手続の提供も目指している。

## 1.5 IPTAB の組織

下記の組織図に示す通り、IPTAB は、審判院長の指揮下において、審判部（36）、審判政策課及び訴訟課で構成される。各審判部は、首席審判長が管理し、異なる技術分野における審判事件を審理し、審決する。審判政策課は、審理運営部門として、審理手続の支援・管理をし、方式審理・審判品質評価等を実施する。訴訟課は、特許庁長官が被告となる事件において、IPTAB の審決を裁判所において弁護する。



大抵の場合、事件は 3 名の審判官（審判長、主任審判官及び合議審判官で構成）による合議体で審理される。審判官からなる合議体は、下すべき審決について審理を行う。必要に応じて、5 名の拡大合議体が事件を審理し審決することがあり、これには複数の技術分野にまたがる課題を含む事件、法的・技術的に困難かつ／又は重要な事件が含まれる。

## 2. 審判に関する一般情報

## 2.1 審判の種類

### A. 査定系審判

#### <特許>

特許出願・実用新案出願等の拒絶査定不服審判(特許法第 132 条の 17、実用新案法第 33 条)

特許出願の拒絶査定又は特許権存続期間の延長登録出願の拒絶査定に不服がある者は、その査定の謄本の送達を受けた日から 3 月以内に、拒絶査定不服審判を請求することができる。ただし、遠隔又は交通不便の地にある者については、例外が適用される場合がある。この場合、韓国特許庁長官は期間を 2 月延長することができる。

再審査の請求(特許法第 67 条の 2、実用新案法第 15 条)

2009 年 7 月 1 日以降に特許出願をした場合には、審査官による拒絶査定を受けた後、出願人は再審査を請求し、又は審判を請求することができる。特許出願人は、特許出願の拒絶査定の謄本の送達を受けた日から 3 月以内に、特許出願の明細書又は図面を補正した後、その特許出願の再審査を請求することができる。ただし、審判の請求がされた後は、再審査を請求することができない。

訂正審判(特許法第 136 条、実用新案法第 33 条)

特許権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、特許発明の明細書又は図面に対して訂正審判を請求することができる：

- 特許請求の範囲を減縮する場合；
- 誤記の訂正；又は
- 明瞭でない記載の釈明。

ただし、特許取消申請が特許審判院に係属中である場合には、訂正審判を請

求することができない。

訂正審判は、第三者に予期せぬ損失や損害が生じないことを条件として、特許権者に訂正を行う機会を与えることにより、特許発明を保護することを目的とする。

特許発明の明細書又は図面の訂正についての審決が確定したときは、当該特許出願の提出及び公開、特許を付与する査定又は審決、並びに特許の登録は、訂正後の明細書又は図面に基づいて行われたものとみなす。

#### <商標>

商標登録拒絶査定不服審判(商標法第 116 条)

商標登録拒絶査定、追加指定商品の登録拒絶査定又は商品の区分変更の登録拒絶査定を受けた者は、当該拒絶査定の謄本の送達を受けた日から 3 月以内に、拒絶査定不服審判を請求することができる。

#### <意匠>

意匠登録出願拒絶査定不服審判又は意匠登録取消決定不服審判(デザイン保護法第 120 条)

意匠登録出願の拒絶査定又は意匠登録の取消決定に不服がある者は、当該査定又は決定の謄本の送達を受けた日から 3 月以内に、査定又は決定不服審判を請求することができる。

再審査の請求(デザイン保護法第 64 条)

2009 年 7 月 1 日以降に出願された意匠登録出願については、拒絶査定を受けた後、出願人は再審査又は審判のいずれかを選択して請求することができる。

出願人は、拒絶査定の謄本を受領した日から 3 月以内に、明細書又は図面を補正した後、その出願について再審査を請求することができる。ただし、審判

を請求した後は、再審査を請求することはできない。

補正却下決定不服審判(デザイン保護法第 119 条)

第 49 条第 1 項に基づく補正却下決定に不服がある者は、当該決定の謄本の送達を受けた日から 3 月以内に、審判を請求することができる。

## B. 当事者系審判

### <特許>

無効審判(特許法第 133 条、実用新案法第 31 条)

付与されるべきではなかった特許権が存在する場合、利害関係者又は審査官は、付与された特許の有効性を審理するための審判を請求することができる。二つ以上の請求項を含む特許については、請求項ごとに無効審判を請求することができる。

無効審判の請求理由は、一般的に特許出願の拒絶理由と同様である。

特許権の存続期間が満了した後であっても、無効審判を請求することができる。特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は初めから存在しなかったものとみなす。ただし、特許権の付与後に生じた事由によりその特許が無効とされた場合には、特許権は、その特許が当該事由に該当するに至った時から存在しなかったものとみなす。

存続期間延長登録無効審判(特許法第 134 条)

利害関係人又は審査官は、特許権の存続期間の延長登録を無効にすることについて存続期間延長登録無効審判を請求することができる。

権利範囲確認審判(特許法第 135 条、実用新案法第 33 条)

特許権者又は利害関係人は、特許権の権利範囲を確認するために、特許権の権利範囲確認審判を請求することができる。特許権の少なくとも二つの請

求項の権利範囲を確認するための審判請求を行う場合、請求項ごとに審判請求をすることができる。

#### 訂正無効審判(特許法第 137 条、実用新案法第 33 条)

利害関係人又は審査官は、特許発明の明細書又は図面が第 136 条に違反して訂正された場合、その訂正を無効とする審判を請求することができる。

明細書又は図面の訂正を無効とする審決が確定したときは、その訂正はされなかったものとみなす。

#### 通常実施権許諾審判(特許法第 138 条、実用新案法第 32 条)

特許権者が自らの特許発明を実施するために先願特許権者の特許権の使用を必要とする場合、又は先願特許権者が正当な理由なく特許権の使用許諾を拒否する場合、非独占的実施権の付与を求める審判を請求することができる。この請求をするためには、後願特許権者の特許発明が、先願特許権者の特許発明又は登録実用新案と比較して、実質的な技術的進歩をもたらすものであることが必要である。

#### <商標>

#### 商標登録無効審判(商標法第 117 条)

登録されるべきではなかった商標が存在する場合、利害関係者又は審査官は、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。登録商標が付された指定商品が二以上あるときは、指定商品ごとに当該商標登録を無効とする審判を請求することができる。

無効審判の請求理由は、一般的に商標登録出願の拒絶理由と同様である。商標権の存続期間が満了した後であっても、無効審判を請求することができる。商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権は初めから存在しなかったものとみなす。ただし、商標権の付与後に生じた事由により

その商標登録が無効とされた場合には、商標権は、その商標登録が当該事由に該当するに至った時から存在しなかったものとみなす。

#### 商標権存続期間更新登録の無効審判(商標法第 118 条)

商標権の存続期間更新登録が次のいずれかに該当するときは、利害関係人又は審査官は、当該更新登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、更新された登録商標が付された指定商品が二以上あるときは、指定商品ごとに当該更新登録を無効にすることについて審判を請求することができる：

1. 存続期間更新登録が第 84 条第 2 項に違反したとき。

第 84 条第 2 項： 存続期間更新登録申請書は、商標権の存続期間満了前 1 年以内に提出しなければならない。ただし、この期間に存続期間更新登録申請をしなかった者(商標権者)は、商標権の存続期間満了後 6 月以内に行うことができる。

2. 該当商標権者(商標権が共有である場合。各共有者も商標権者とみなす)ではない者が存続期間更新登録申請をしたとき。

商標権存続期間更新登録の無効審判は、商標権の消滅後においても請求することができる。

存続期間更新登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その存続期間更新登録は初めからされなかったものとみなす。

#### 専用使用権又は通常使用権登録の取消審判(商標法第 120 条)

専用使用権者又は通常使用権者が第 119 条第 1 項第 2 号に該当する行為をした場合には、その専用使用権又は通常使用権登録の取消審判を請求することができる。

商標法第 119 条第 1 項 2 号： 専用使用権者又は通常使用権者が指定商品

又はこれに類似する商品に登録商標又はこれに類似する商標を使用することにより需要者に商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたとき。ただし、商標権者が相当の注意をしていたときは、この限りでない。

商標権者が専用使用权又は通常使用权の登録取消審判を請求する事由を構成する事実が、当該審判の請求後に消滅した場合であっても、その消滅は取消事由に影響を及ぼさない。

#### 商品分類転換登録の無効審判(商標法第 214 条)

利害関係人又は審査官は、商品分類転換登録が次の各号のいずれかに該当するときは、無効審判を請求することができる。この場合において、商品分類転換登録に係る指定商品が二以上あるときは、指定商品ごとに当該商品分類転換登録を無効にすることについて審判を請求することができる：

1. 係る商標が付された商品が指定商品ではないものであって商品分類転換登録されているとき、又は商品分類転換登録に係る指定商品が指定商品の範囲を実質的に超えているとき；
2. 商品分類転換登録が該当登録商標の商標権者ではない者の申請によりされたとき；
3. 商品分類転換登録が第 209 条第 3 項に違反してされたとき。

商標法第 209 条第 3 項：商品分類転換登録の申請は、商標権の存続期間満了の 1 年前から、商標権の存続期間満了後 6 月を超えない期間内に提出しなければならない。

商品分類転換登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該商品分類転換登録は、初めからされなかったものとみなす。

#### 権利範囲確認審判(商標法第 121 条)

商標権者、専用使用権者又は利害関係人は、登録商標の権利範囲を確認するために、商標権の権利範囲確認審判を請求することができる。この場合、登録商標を付した指定商品が二以上あるときは、前項に規定する者のいずれかが、指定商品ごとに権利範囲確認審判を請求することができる。

#### 商標登録取消審判(商標法第 119 条)

登録商標が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる：

1. 商標権者が故意に指定商品についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品に類似する商品についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用であって、需要者に商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたとき；
2. 専用使用権者又は通常使用権者が、指定商品又はこれに類似する商品についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用であって、需要者に商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたとき。ただし、商標権者が相当の注意をしていたときは、この限りでない；
3. 取消審判請求の日前に継続して 3 年以上韓国国内において、商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが、正当な理由がないのに、各指定商品についての登録商標の使用をしていないとき；
4. 第 93 条第 1 項後段、同条第 2 項及び同条第 4 項から第 7 項までの規定に違反したとき(商標権の移転及び共有)；
5. 商標権の移転により類似する登録商標がそれぞれ他の商標権者に属することとなった場合において、その一の登録商標に係る商標権者が自己の登録商標の指定商品と同一若しくはこれに類似する商品に不正競争の目的で、自己の商標が付された指定商品と同一又はこれに類似する商品に自己の商

標を使用し、需要者に商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたとき；

6. 不正競争行為を構成する登録商標の権利を有する者が、当該商標の登録があった日から5年以内に商標登録の取消しを求める審判を請求した場合；

7. 団体標章が次の各号のいずれかに該当するとき：

(a) 団体に所属する構成員がその団体の定款の規定に違反して団体標章を他人に使用させた場合若しくはその構成員がその団体の定款に違反して団体標章を使用することにより、需要者に商品の品質又は地理的表示の誤認又は他人の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたとき。ただし、団体標章の商標権者が、その団体に所属する構成員を監督することについて、相当の注意をしていたときは、この限りでない；

(b) 団体標章の設定登録後、第36条第3項によるその団体の定款を補正することにより需要者に商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがあるとき；

(c) 第三者が団体標章を使用し需要者に商品の品質若しくは地理的表示の誤認又は他人の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたにもかかわらず、団体標章の商標権者が故意に適切な措置を取らなかったとき；

8. 地理的表示団体標章が以下のいずれかに該当するとき：

(a) 地理的表示団体標章登録出願において、その所属団体の定款が、構成員の団体への加入を禁止又は定款に充足しがたい加入条件を定める、又は当該地理的表示の使用資格を有しない者の加入を認めるなど、構成員の団体への加入を実質的に妨げるとき；

(b) 地理的表示団体標章権者若しくはその団体に所属する構成員が、第223条に違反して団体標章を使用することにより、需要者に商品の品質の

誤認又は地理的表示の出所と混同を生ずるものをしたとき；

9. 証明標章が以下のいずれかに該当するとき：

(a) 証明標章権者が、第 36 条第 4 項により提出された定款又は規約に違反して、証明標章の使用を許諾したとき；

(b) 証明標章権者が、第 3 条第 3 項ただし書きに違反して、証明標章を自己の商品に付して使用するとき；

(c) 証明標章の使用の許諾を受けた者が、定款又は規約に違反して、他人に使用させたとき、又は使用の許諾を受けた者が定款又は規約に違反して、証明標章を使用することにより、需要者に商品の品質、産地、生産の方法若しくはその他の特徴に関して誤認を生ずるものをしたとき。ただし、証明標章権者が使用の許諾を受けた者を監督することについて、相当の注意をしていたときは、この限りでない；

(d) 証明標章権者が、証明標章の使用の許諾を受けていない第三者が証明標章を使用することにより、需要者に商品の品質、産地、生産の方法若しくはその他の商品の特徴に関して誤認を生ずるものをしたことを知りながら、適切な措置を取らなかったとき；

(e) 証明標章権者が、定款若しくは規約による正当な事由なしに、その証明標章権の使用資格を有する者の使用を実質的に妨げ、又は定款若しくは規約に充足しがたい使用条件を定めるとき。

何人も、商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる：ただし、登録商標が第 1 項第 4 号及び第 6 号に該当することを理由とする商標登録取消しの審判は、利害関係人に限り請求することができる。

商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、商標権は、その後消滅する。ただし、登録商標が第 1 項第 3 号に該当することを理由として商標登

録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、商標権は、審判の請求の日に消滅したものとみなす。

### <意匠>

#### 意匠登録無効審判(デザイン保護法第 121 条)

登録されるべきではなかった意匠が存在する場合、利害関係者又は審査官は、その意匠登録を無効にすることについて審判を請求することができる。複数意匠が登録出願された意匠登録については、意匠ごとに当該意匠登録を無効とする審判を請求しなければならない。

無効審判の請求理由は、一般的に意匠登録出願の拒絶理由と同様である。意匠権の存続期間が満了した後であっても、無効審判を請求することができる。

意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、意匠権は初めから存在しなかったものとみなす。ただし、意匠権の付与後に生じた事由によりその意匠登録が無効とされた場合には、意匠権は、その意匠登録が当該事由に該当するに至った時から存在しなかったものとみなす。

#### 権利範囲確認審判(デザイン保護法第 122 条)

意匠権者・専用実施権者又は利害関係人は、登録意匠の保護範囲を確認するために、意匠権の権利範囲確認審判を請求することができる。この場合、複数意匠登録出願された意匠登録に対しては、各意匠ごとに請求しなければならない。

#### 通常実施権許諾審判(デザイン保護法第 123 条)

意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、第 95 条第 1 項又は第 2 項に該当する他人の登録意匠又はその登録意匠に類似する意匠について、実施権の許諾を得ようとする場合に、その他人が正当な理由なく承諾せず、又

はその他人の許諾を得ることができないときは、登録意匠又は登録意匠に類似する意匠の実施に必要な範囲で通常実施権許諾の審判を請求することができる。

デザイン保護法第 95 条:

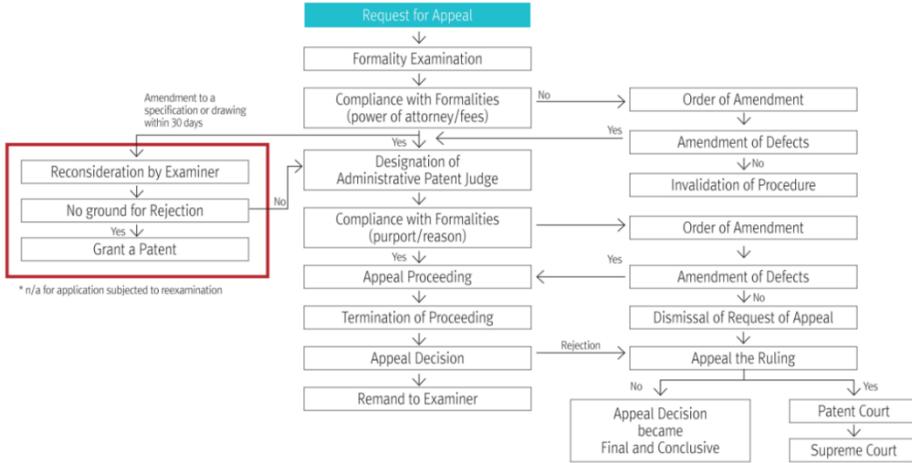
第 1 項 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠が、その意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案又は登録商標を利用して製造された物品であるとき、又は意匠権が、その意匠登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは商標権と抵触するときは、その登録意匠の意匠権者、特許権者、実用新案権者又は商標権者の許諾を得ることなく、又は第 123 条に違反して、業としてその登録意匠の実施してはならない。

第 2 項 当該登録意匠の意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠に類似する意匠が、その意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案又は登録商標を利用して製造された物品であるとき、又は当該意匠権の対象となる登録意匠に類似する意匠が、その意匠登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは商標権と抵触するときは、その登録意匠の意匠権者、特許権者、実用新案権者又は商標権者の許諾を得ることなく、又は第 123 条に違反して、業としてその登録意匠の実施をしてはならない。

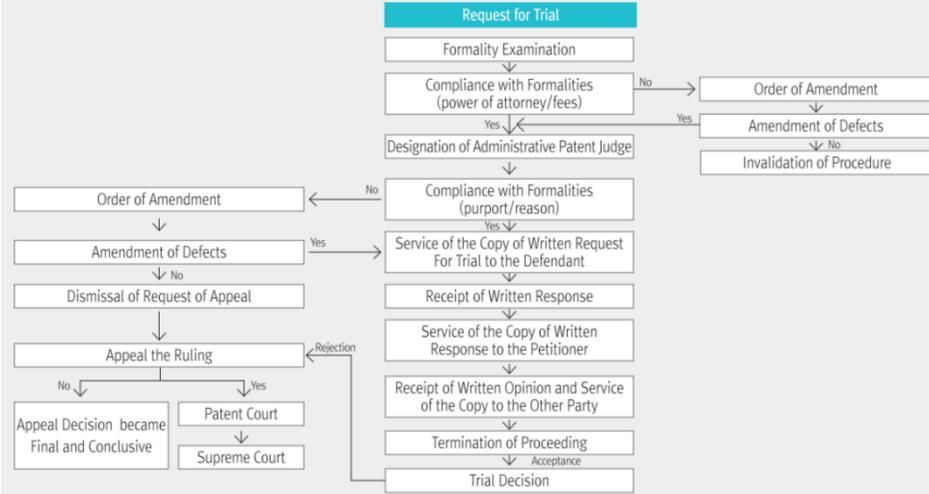
(3) 登録意匠又はこれに類似する意匠の意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠又はこれに類似する意匠が、その意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権を利用又は抵触して製造された物品であるとき、その著作権者の許諾を得ることなく、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をしてはならない。

## 2.2 審理

### Ex Parte Proceedings



### Inter Partes Proceedings



## 2.3. 在外者の管理人

### 2.3.1. 外国に住所を有する出願人の特許管理人(特許法第 5 条、実用新案)

### 法第 3 条)

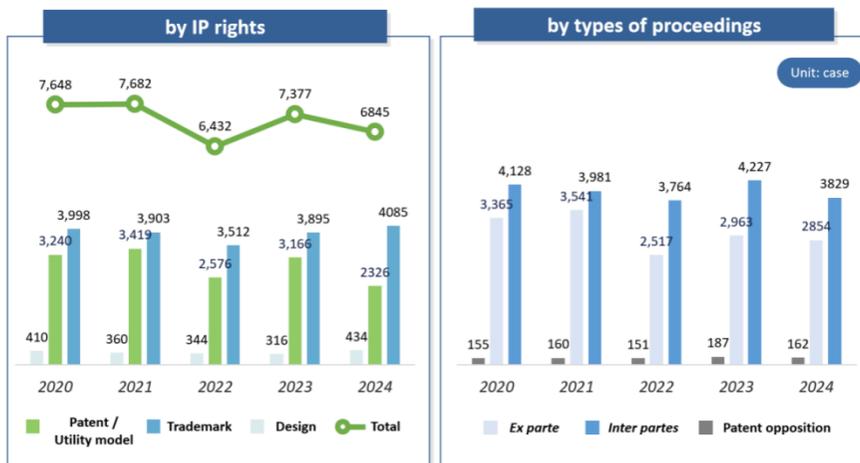
外国に住所を有する出願人(大韓民国に住所又は営業所を有しない者)(以下、「在外者」という)に対して審判が請求された場合、審判請求書の写しその他の書類を特許管理人によらないで受けることが困難であり、権利の消滅などの問題が生じることが多い。したがって、特許法第 5 条に基づき、外国に住所を有する出願人は、特許管理人(その特許に係る代理人であり、大韓民国に住所又は営業所を有する者)によって代理されない限り、出願、審判手続等の特許に関連した手続を開始、又は訴訟を提起してはならない。

### 2.3.2 在外者の商標管理人又は意匠管理人(商標法第 6 条、デザイン保護法第 6 条)

外国に住所を有する出願人(大韓民国に住所又は営業所を有しない者)(以下、「在外者」という)に対して審判が請求された場合、審判請求書の写しその他の書類を商標管理人又は意匠管理人によらないで受けることが困難であり、権利の消滅などの問題が生じることが多い。したがって、特許法第 5 条に基づき、外国に住所を有する出願人は、商標管理人又は意匠管理人(その商標又は意匠に係る代理人であり、大韓民国に住所又は営業所を有する者)によって代理されない限り、出願、審判手続等の商標又は意匠に関連した手続を開始、又は訴訟を提起してはならない。

## 2.4 2024 年の主要指標

## Filing Trends at the IPTAB in Recent 5 Years



## 2.5 審判請求の手数料

審判請求の手数料は、請求書の提出方法によって異なる。

提出の種類	特許／ 実用新案	意匠	商標
電子／ 書面	事件ごとに 150,000 ウォン / 170,000 ウォン	意匠ごとに 240,000 ウォン / 260,000 ウォン	審判の請求理由に 直接関連する区分 数 × 240,000 ウォン / 250,000 ウォン
追加手数料	請求項の数 × 15,000 ウォン	なし	1 区分における指 定商品の数が 10 を超える場合、超 過する指定商品ご とに 2,000 ウォン の追加手数料が課 される。

ただし、以下の種類の審判手続においては、審判の請求理由がある請求項、

意匠、又は商品の区分についてのみ、手数料を算定するものとする：

特許・実用新案出願の拒絶査定に対する審判；

拒絶査定不服審判；

異議申立て；

無効審判；

権利範囲確認審判；

通常実施権許諾審判；

存続期間延長登録無効審判；

商標登録取消審判；

商標存続期間延長登録無効審判；

商標登録取消審判；

商品分類登録無効審判。

**審判請求手数料の減額：**

個人(発明者、設計者又は創作をした者が出願人と同一の場合に限る)、自らの特許権の範囲確認審判を請求する中小企業(SME)等については、審判請求手数料の70%を減額する。

専門機関については、審判請求手数料の50%を減額する。

**「法定期間／指定期間」延長手数料：**

初回延長：20,000 ウォン

2 回目延長：30,000 ウォン

3 回目延長：60,000 ウォン

4 回目延長：120,000 ウォン

5 回目以降の延長：240,000 ウォン

### 3. ユーザーフレンドリーな IPTAB 審判手続

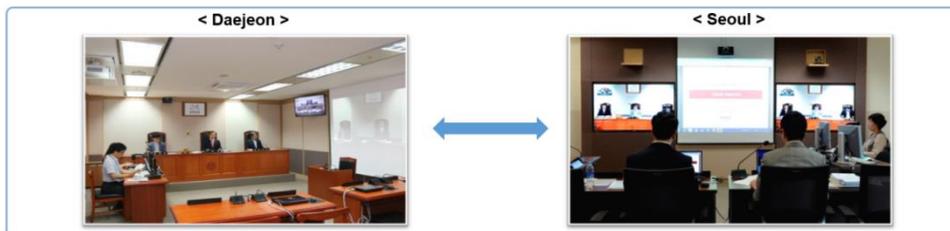
#### 3.1 遠隔口頭審理

IPTAB の審判サービスをより便利で利用しやすいものとする取り組みの一環として、2014 年 4 月に口頭審理用のテレビ会議システムが導入された。このシステムにより、審判当事者や弁理士は、大田にある IPTAB 本院まで足を運ぶことなく、韓国特許庁ソウル地域事務局から遠隔で口頭審理に参加できるようになった。

ビデオ会議システムは、大田にある IPTAB 本院とソウル地域事務局の審判廷を専用ネットワークで接続し、利用者が遠隔で口頭審理に参加できるようにする。その結果、IPTAB は時間と費用の節約に役立つとして、多くの利用者や特許実務者から好評を得ている。

特に、遠隔口頭審理の需要増加に対応するため、IPTAB は、韓国特許庁ソウル地方事務局にビデオ口頭審理のための審判廷を 2 つ追加し、審理施設を拡充した。

さらに、2020 年 5 月以降、利用者の時間効率と経済的配慮から、審判官 (APJ) との説明会及び面談においても電話会議及びビデオ会議が利用可能となった。



#### 3.2 3トラック審判制度

IPTAB 審理の迅速性と効率性を高めるため、IPTAB は、2009 年 7 月より 3トラック審判を実施している。

迅速・優先審判では、IPTAB は緊急の審決を要する事件を順番を変えて処理する。

1. 迅速審理の対象には、裁判所に係属中の侵害訴訟、不正競争行為調査事件事件、警察又は検察が受理した事件等が含まれる。

- 原則、答弁書提出期間から1月以内に口頭弁論を実施し、口頭弁論期日から2週間以内に審決をする。

- 一般に、新たな主張及び証拠に対する意見陳述の機会が設けられない場合、IPTAB は3月以内の審決を目標としている。

2. 優先審判の対象には、裁判所による取り消し事件、審査官による無効審判の事件等が含まれる。

- IPTAB は、事件が早期審理(ファストトラック審理)対象となった時点から4月以内に審決をすることを目標としているが、実際には、最終意見書が提出され、審決されるまでには概ね6月を要する。

3. 最後に、通常の審理では、事件は、請求順に審査・審理される。

IPTAB runs 3-track proceedings to handle cases which require more expedited decisions



< Trends in Fast-track Proceedings in Recent 5 Years >

\* unit : case

	2020		2021		2022		2023		2024	
Prioritized	314	(3.6%)	306	(4.0%)	294	(4.5%)	271	(3.9%)	468	(7.4%)
Accelerated	694	(8.0%)	576	(7.4%)	590	(9.0%)	489	(7.1%)	237	(3.7%)
Regular	7672	(88.4%)	6866	(88.6%)	5693	(86.5%)	6151	(89.0%)	5646	(88.9%)
Total	8,680		7,748		6,577		6,911		6,351	

\* Note : The figures in parentheses indicate the proportion of cases processed under prioritized/accelerated/regular tracks, respectively.

## < 迅速審判 >

係属中の事件(権利範囲確認審判、無効審判、訂正審判及び特許異議申立)であって、以下の事件に関連するもの；知的財産権侵害に関する紛争として裁判所に係属中の事件(侵害差止仮処分請求を含む)、韓国公正取引委員会から通知がされた不正競争行為調査事件、警察(特別司法警察を含む)又は検察に受理された事件、又は権利者から警告通知等を受けた当事者が提起した係属事件(権利範囲確認審判、無効審判及び特許異議申立事件)をいう。ただし、裁判所等における関連事件の当事者と同一でない当事者による係属事件については、この限りではない。

韓国特許法院が無効審判の審決取消訴訟での弁論を終結する前に、登録権利について権利者が最初に提起した訂正審判、又は無効の新たな証拠(無効事由を含む)の提出に応答して提起された訂正審判として審理する場合；特許出願日(実用新案登録出願日)から3年6月後、及び審査請求日(特許法

施行規則第 7 条の 2 及び同法施行規則第 54 条の 5 に基づき出願人が遅延させた期間を除く)から 2 年 6 月後のいずれか遅い日までにされた拒絶査定に対する不服申立て；

#### <優先審判>

補正却下の審決に係る事件；

審決取消訴訟において取り消された事件；

審査官が無効審判請求を提出した事件；

過去に拒絶査定不服審判がされた出願について、その出願を取り消す査定後に提出された拒絶査定不服審判；

発明(意匠)の名称のみを訂正する訂正審判；

国家経済上又は戦争遂行上緊急に審理を要する事件(軍需物資の供給等)

### 3.3 IPTAB 選任代理人

IPTAB は、公益のため法的支援を提供する制度的枠組みを確立することで、公平かつ公正な審判の実現に努めている。

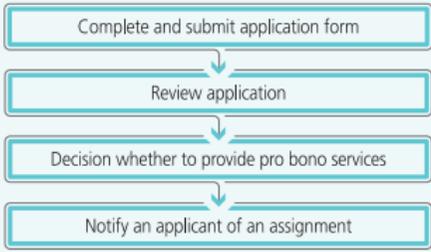
IPTAB は、財政的・人的資源の制約により適切に対応できない可能性のある訴訟当事者向けに、2019 年 7 月より IPTAB 選任代理人制度を開始した。本制度では、特定の基準を満たす社会的弱者及び経済的資源に乏しい者に対し、IPTAB 選任代理人とのマッチングを行い、法的支援を無料で提供することを目的としている。

IPTAB は、要請に応じて、特定の所得基準および下記のその他の資格要件を満たす団体に対し、無料の知的財産関連法律代理サービスを提供する。対象には医療給付受給者、障害者、経済的資源に乏しい小規模事業者等が含まれる。さらに IPTAB は、IPTAB 選任代理人が割り当てられた者に対し、審

判費用の免除又は軽減という形で追加救済を認めており、これにより財政的支援をさらに拡大することが可能となる。

これまでに、毎年 20 名以上の申請者が法的支援を受けている。これにより特許制度へのアクセスが促進され、社会的・経済的に不利な立場にあるグループが、知的財産権紛争において公平かつ公正な方法で競争し対応できるよう支援することが期待されている。

### Application procedure



```

graph TD
    A[Complete and submit application form] --> B[Review application]
    B --> C[Decision whether to provide pro bono services]
    C --> D[Notify an applicant of an assignment]
            
```

### Application period

- petitioner: within 1 month from the date of trial is requested
- defendant: within the designated time period to submit written response

### Required documents

- Application form for Pro Bono Program and supporting documents for proof of eligibility

### How to apply

- Online application at [www.patent.go.kr](http://www.patent.go.kr)
- Paper application via mail

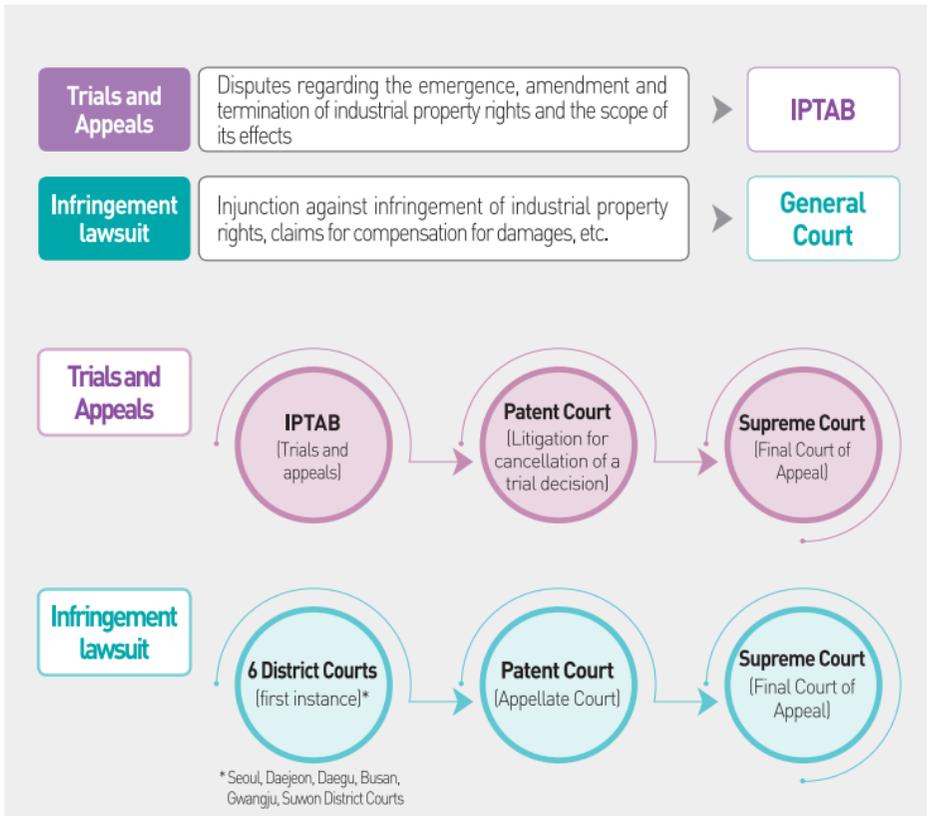
### Eligibility Requirements

- Young entrepreneurs under the age of 39
- Small business
- Medium-sized companies that have an IP disputes with large enterprises
- Recipients of medical benefits
- Persons who have rendered distinguished service to the country, their bereaved families or families
- Persons of distinguished services to the 5.18 Democratization Movement, their bereaved families or families
- Patients suffering from actual or potential aftereffects of defoliants or second-generation patients suffering from actual aftereffects of defoliants
- Persons engaged in special military mission, their bereaved families and families
- Persons of distinguished services to Independence, their bereaved families and families
- Registered war veterans
- Registered persons with disabilities
- Students registered in elementary, middle and high school or students in special, international and alternative school
- Persons aged 6 and over and under the age of 19
- Military personnel in active duty service, social service personnel and secondment personnel

#### 4. IPTAB 審決に対する訴訟手続き

IPTAB の審決に不服がある出願人は、韓国の知的財産専門高等裁判所である韓国特許法院に審決取消訴訟を提起することができる。韓国特許法院の

判決に対する上訴は韓国大法院へ提起される。したがって、実務上、IPTABは、知的財産事件における第一審裁判所として機能すると解釈できる。



## 5. 追加リソース

[https://www.kipo.go.kr/en/HtmlApp?c=30300&catmenu=e k03\\_07\\_01](https://www.kipo.go.kr/en/HtmlApp?c=30300&catmenu=e k03_07_01)

冊子

<https://www.kipo.go.kr/en/HtmlApp?c=30300&catmenu=e>

[k03 07 01](#)

特許審查基準(2023年 EN)



## 中国における専利復審・無効手続

### 1. 組織情報

#### 1.1 審判当局の名称

中国国家知識産権局(CNIPA)専利復審・無効審判部(PRD)

#### 1.2 ウェブサイトリンク及び公的連絡先

<https://www.cnipa.gov.cn/col/col2632/index.html>

電話番号: +86-10-62356655

住所:

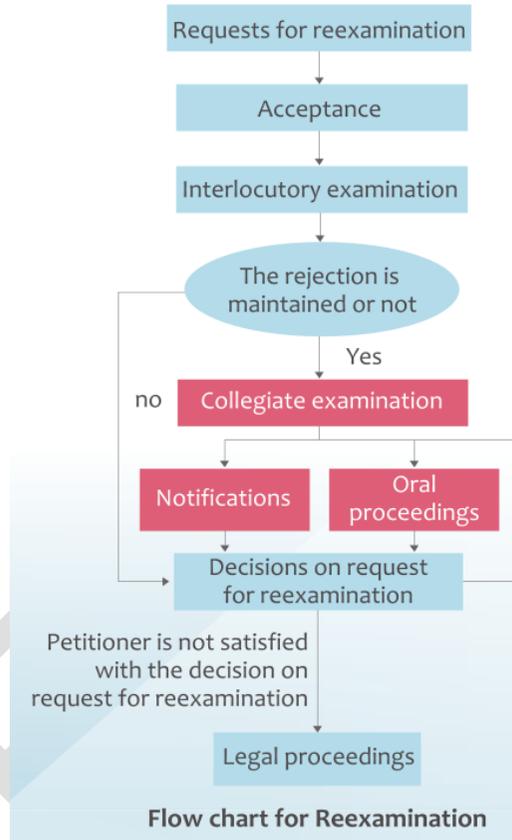
Patent Reexamination and Invalidation Department,  
China National Intellectual Property Administration,  
No.6, Xitucheng Road, Haidian District, Beijing, P.R.China

所番地

Patent Reexamination and Invalidation Department,  
Building 2,  
China National Intellectual Property Administration,  
Zhuxinzhuang Middle Road, Changping District, Beijing,  
P.R.China

### 2. 基本的な手続

#### 2.1 復審手続の側面



### 2.1.1 主要な手続要素

#### (1) 目的

拒絶査定に対しては、予備審査手続及び実体審査手続のいずれにおいても復審請求を提出することができる。

#### (2) 請求人適格：請求書提出の要件

拒絶査定を受けた出願人。

共同出願人がいる場合、全ての出願人が復審請求を提出する必要がある。

#### (3) 期間：提出期間及び延長の可能性

拒絶査定通知の受領日から3月以内。

期間は延長できない。ただし、不可抗力により期間が遅延した場合、回復の請求を行うことができる。

#### (4) 手数料

審査請求の提出にかかる手数料は、1件ごとに以下の通り：

発明は1,000元、実用新案は300元、意匠は300元。

復審請求手数料は、請求人が個人又は法人等の場合、85%減額される。2人以上の個人又は単位が共同請求人である場合、手数料は70%減額される。

### 2.1.2 補正規則

#### (1) 可能な補正(種類及び時期)

請求人は、復審請求書の提出時、復審通知書若しくは口頭審理通知書への応答時、又は口頭審理への出頭時に、請求項及び明細書等の出願書類を補正することができる。

#### (2) 特別要件：庁固有の規則

ただし、いかなる補正も、専利法第33条(以下「第33条」という。)及び専利法実施細則第66条(以下「第66条」という。)の要件を満たさなければならない。

第33条の規定に従い、出願人は出願書類を補正することができる。ただし、発明又は実用新案の専利出願書類の補正は、当初明細書及び請求項に含まれる開示の範囲を超えてはならず、意匠の専利出願書類の補正は、当初図面又は写真に示された開示の範囲を超えてはならない。

規則第66条の規定に基づき、復審請求による出願書類の補正は、拒絶査定で示された又は合議体が指摘した瑕疵を解消する範囲に限定される。

### 2.1.3 審理範囲

復審手続においては、通常、合議体は、拒絶査定根拠となった理由及び証拠のみを審理する。

拒絶査定根拠となった理由及び証拠に加え、合議体が審理の対象となる出願書類に以下のいずれかの瑕疵があると認めた場合には、当該瑕疵に係る理由及び証拠を審査することができる：

- 1) 専利法実施細則第 11 条(以下「第 11 条」という。)の規定(信義則)に適合しない。
- 2) 他の理由に基づき出願を拒絶するのに十分な瑕疵であって、かつ拒絶前に出願人に通知された証拠であるもの；
- 3) 拒絶査定に示されていないが、拒絶査定に示されたものと同一の性質を有する瑕疵；
- 4) その他の明らかで実質的な瑕疵。

上記(1)から(4)の場合に加え、拒絶査定に関連して瑕疵が指摘された場合、合議体は、例えば、査定の根拠となった証拠に基づいて、最も近い先行技術又は既定の証拠を変更するなど、その使用方法を適切に調整することができる。

合議体での審理において、合議体は、当業者の技術常識を審理に導入、又は専門用語辞典、技術手引書又は教科書の技術常識を提供し、証拠を補完することができる。

### 2.1.4 審理の方式

#### (1) 書面審理又は口頭審理

合議体は、書面審理、口頭審理、又はその両方により審理を行うことができ

る。

## (2) 口頭審理の実施頻度

めったにない。

## (3) 遠隔参加の可否

合議体は、事件の具体的内容に基づき、オンライン又は対面による口頭審理実施の有無を判断する。審判請求人が受理した無効審判手続における口頭審理通知書には、審理方式が明記される。オンラインによる口頭審理が指定された場合、審判請求人は、専利復審・無効審判部のウェブベース審理システムにアクセス、又は地域の知的財産保護センターにてオンライン口頭審理に参加することができる。

### 2.1.5 専利復審請求手続のステータス

#### 専利復審請求手続の終了

専利復審請求が期間内に応答がないため取り下げとみなされる場合、専利復審請求の審決前に請求人が専利復審請求を取り下げた場合、又は受理された専利復審請求が受理要件に適合しないとして却下された場合には、専利復審請求手続は終了する。

#### 専利復審請求の停止

専利復審請求手続の中断とは、専利を出願する権利に関する紛争が発生した場合に、当該紛争の当事者の請求に基づき、あるいは専利を出願する権利に関する紛争が地方知的財産権行政機関又は人民法院に受理された場合、又は人民法院が専利を出願する権利に対する財産保全措置の採用を命じた場合に、CNIPA が関連手続を中断する措置を指す。

再開

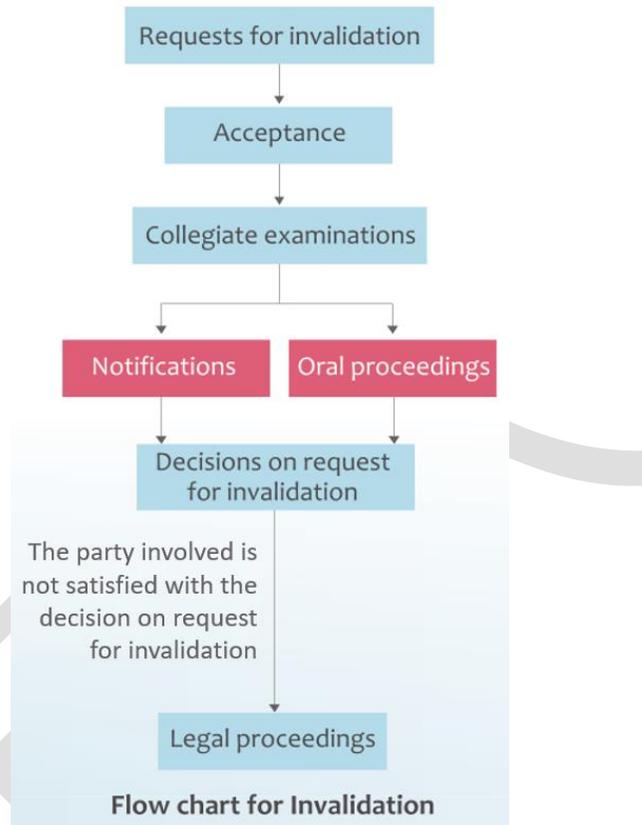
中断期間の満了後、CNIPA は、職権により関連手続きを再開する。

### 2.1.6 審決の種類:想定される結論

復審請求に対する審決には、以下の 3 種類がある:

- (1) 復審請求が認容されず、拒絶査定を維持する;
- (2) 復審請求が認容され、拒絶査定を取り消す;  
上記(2)には、以下の状況が含まれる:
  - (i) 拒絶査定において法令の規定を誤って適用した場合;
  - (ii) 拒絶理由に必要な証拠の裏付けが欠けている場合;
  - (iii) 審査手続きにおいて法定手続が遵守されなかった場合;および
  - (iv) 拒絶理由が成立し得ないその他の事情がある場合。
- (3) 出願書類が補正され、拒絶査定で示された瑕疵が解消された場合、補正後の内容に基づき拒絶査定を取り消す。

## 2.2 無効化手続きの以下の側面



### 2.2.1 主要な手続き要素

(1) 最小請求単位: 単一クレーム対特許全体

単一クレーム。専利は、一部又は全部無効と宣言される可能性がある。

(2) 請求人適格: 請求書提出の条件

専利権の付与が専利法の関連規定に従っていないと考える法人又は個人。

ただし、請求人が次のいずれかに該当するときは、無効宣告請求は受理されない:

- 1) 請求人は、民事訴訟を提起する資格を有しないとき；
- 2) 意匠専利が無効である旨の請求が、当該意匠専利の出願の日前に取得された他人の正当な権利と抵触することを理由として提出された場合において、請求人が自らを最先の権利者又は利害関係人であることを証明できないとき。

ここで、利害関係人とは、関連する法的規定に基づき、人民法院に訴訟を提起する権利を有する者、又は先願の権利侵害に関する紛争について所轄行政機関に処理を請求する権利を有する者を指す；

- 3) 専利権者が自らの専利権の無効を請求し、専利権全体を無効とする請求を行うとき、提出された証拠が公知資料でないとき、又は当該専利権の全専利権者が無効宣告請求に共同で参加していないとき；
- 4) 全ての専利権者が共通の専利権の無効宣告請求をするときを除いて、複数の請求人が共同で無効宣告請求を提出するとき。

### (3) 期間

中国国家知識産権局による専利権付与告知の日から起算する。

### (4) 手数料

無効宣告請求の手数料は事件ごとに徴収される：発明専利は 3,000 元、実用新案は 1,500 元、意匠は 1,500 元。

### (5) 無効宣告請求の理由

無効宣告請求の理由は、専利が専利法第 2 条、第 19 条第 1 項、第 22 条、第 23 条、第 26 条第 3 項、第 26 条第 4 項、第 27 条第 2 項、第 33 条、若しくは専利法実施細則第 11 条、第 23 条第 2 項、第 49 条第 1 項に適合しない場合、専利法第 5 条、第 25 条に該当する場合、又は出願人が専利法第 9 条に基づき専利を受ける権利を有しない場合に関するものをいう。

## 2.2.2 補正規則

### (1) 請求理由の追加可否(及び時期)

無効の理由及び証拠は、請求書の提出後 1 月以内に追加することができる。

### (2) 可能な請求項の補正

発明特許又は実用新案の専利書類に対する補正は、請求項に限定され、かつ以下の原則に従わなければならない：

- 1) 請求項の主題の名称を変更してはならない；
- 2) 保護範囲を専利権付与時の範囲を超えて拡大してはならない；
- 3) 当初明細書及び請求項に含まれる開示の範囲を超えてはならない；
- 4) 専利権付与時の請求項に含まれていない技術的特徴の追加は、原則として認められない。

補正の具体的な方法としては、通常、請求項の削除、技術的解決策の削除、請求項の減縮、明らかな誤記の訂正に限定される。

意匠の専利文書は補正できない。

### (3) 特別要件

無効宣告の請求について審決がされる前に、専利権者は、請求項を削除、又は請求項に含まれる技術的解決策を削除することができる。

専利権者は、応答期間内に、以下のいずれかの状況においてのみ、削除以外の方法による請求項の補正を行うことができる：

- 1) 無効宣告請求に対してするとき；
- 2) 審判請求人が追加した無効理由又は証拠に対してするとき；
- 3) 審判請求人が言及していないが合議体によって導入された無効理由又は証拠に対してするとき。

### 2.2.3 審理範囲

無効審判手続においては、合議体は、通常、審判請求人が請求した範囲に従い、かつ当事者が提出した理由及び証拠に基づいてのみ審理し、専利の有効性について包括的な審理を行う義務を負わない。

合議体は、次のいずれかに該当するときは、職権で審理を行うことができる：

- 1) 専利権の取得が明らかに信義則に反する場合において、合議体が規則第11条に基づく無効理由を導入することができるとき；
- 2) 審判請求人が主張した理由が提出された証拠と明らかにそぐわない場合において、合議体が審判請求人に対し関連規定の趣旨を説明し、適切な理由への変更を認め、又は職権で変更することができるとき；
- 3) 専利が専利保護の対象から明らかに除外される事項に該当する瑕疵を有し、かつ当該瑕疵が請求人によって指摘されていない場合において、合議体に対応する理由を無効宣告請求に導入し、これに関する審理を行うことができるとき；
- 4) 請求人が主張した理由に基づき審理を継続することができないような、請求人が指摘していない瑕疵が専利に認められる場合において、合議体が職権で当該瑕疵に対応する理由を無効理由に追加し、その理由に基づいて審理を行うことができるとき；
- 5) 引用関係にある複数の請求項のうち一部の請求項について、請求人が無効宣告請求をし、他の請求項については同一の理由による無効宣告請求をしない場合において、合議体が当該理由を導入しないときには審理結果が不合理となる場合に、合議体が職権で当該理由を導入し、他の請求項についてこれに基づく審理をすることができるとき；
- 6) 引用関係にある複数の請求項のうち一部の請求項について、何らかの瑕

疵があることを理由に請求人が無効宣告請求をし、他の請求項については同様の性質の瑕疵があることを示さない場合において、合議体が審決に当該瑕疵に対応する無効理由を導入し、他の請求項についてもその点について審査することができるとき；

7) 専利が第 33 条又は規則第 49 条第 1 項に適合しないことを理由に請求人が無効宣告請求をし、補正が当初明細書等の開示の範囲を超えている事実について具体的な分析及び記載をしたが、当初明細書等の出願書類を提出しなかった場合において、合議体が当該専利の当初明細書等を証拠として導入することができるとき；

合議体は、技術手段が当該分野の技術常識に属するか否かについて職権で判断し、専門用語辞典、技術手引書、教科書の技術常識の証拠を職権で審理に導入することができる。

## 2.2.4 審理の方式

### (1) 書面審理又は口頭審理

合議体は、書面審理、口頭審理、又はその両方により審理を行うことができる。

### (2) 口頭審理の実施頻度

無効審判事件の大半において口頭審理が実施される。

### (3) 遠隔参加の可否

合議体は、事件の具体的内容に基づき、口頭審理をオンライン又は対面のいずれで実施するかを判断する。当事者が受領する無効宣告請求手続における口頭審理通知には、審理方式が明記される。オンライン口頭審理が指定された場合、当事者は、専利復審・無効審判部のウェブベース審理システムにア

クセス、又は最寄りの知的財産保護センターにてオンライン口頭審理に参加することができる。

## 2.2.5 手続のステータス： 審理の終了、中断、又は再開の条件

### 審理の終了

以下に該当するときは、無効宣告手続は終了する：

- (1) 合議体が審決をする前に、無効宣告請求人が無効宣告請求を取り下げたとき；
- (2) 無効宣告請求人が、所定の期間内に口頭審理通知に対し応答をせず、かつ口頭審理に出頭しなかったため、無効宣告請求が取り下げられたものとみなされたとき；及び
- (3) 受理された無効宣告請求が、受理要件に適合しないことが判明し、これにより却下されたとき。

ただし、(1)から(2)までの場合を除き、合議体は、完了した審理に基づき、専利を全部又は一部無効とする審決が可能であると判断する。

### 審理の中断

無効宣告手続の中断とは、専利権の帰属に関する紛争が地方知的財産権行政機関又は人民法院に受理された場合、又は人民法院が専利権の財産保全措置の採用を命じた場合において、権利帰属紛争の当事者の請求に基づき、又は人民法院の要請に基づき、CNIPA が関連手続を中断する措置を指す。

### 審理の再開

中断期間の満了後、CNIPA は、職権により関連手続きを再開するものとする。

## 2.2.6 無効宣告の審決の種類

無効宣告の審決には、次の三種類がある：

- (1) 専利権を全部無効とする審決；
- (2) 専利権を一部無効とする審決；
- (3) 専利権の有効を認容する審決。

### 2.2.7 無効の法的効果:遡及効(「権利は初めから存在しなかったものとみなされる」)又は将来効

遡及的。無効と宣言された専利権は、最初から存在しなかったものとみなされる。

## 3. その後の司法手続き

### 3.1 審決に対する司法上の訴えが認められるか

認められる。

第 41 条によれば、専利出願人が CNIPA の復審の審決を受け入れない場合、当該出願人は、通知の受領日から 3 月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

第 46 条によれば、専利権を無効、又は維持とする CNIPA の審決を、当事者が不服とする場合、審決通知の受領の日から 3 月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

### 3.2 管轄裁判所

第一審は北京市知的財産権裁判所が管轄し、第二審は最高人民法院知的財産権法廷が管轄する。

## 4. ユーザーフレンドリーな施策

## 4.1 多様な書類提出手続き

### 4.1.1 提出チャンネル: 電子システムと紙ベースシステム

復審請求及び無効宣告請求は、電子システム又は紙ベースシステムのいずれかで提出可能。

### 4.1.2 オンライン・ポータル: 電子出願プラットフォームへのリンク

<https://cponline.cnipa.gov.cn>

請求人及び専利権者は、専利サービスシステムにログインし、「復審・無効宣告電子請求モジュール」を利用して書類を提出できる。

### 4.1.3 必要書類

復審請求には「復審請求書」の提出が必要。

無効宣告請求には「無効宣告請求書」の提出が必要。無効宣告請求人が無効宣告手続中に専利代理人を選任する場合、「無効宣告手続委任状」原本を提出しなければならない。

## 4.2 優先審理手続

専利優先審査(審理)管理弁法(2017 CNIPA Order No.76,

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2017/7/11/art\\_99\\_28206.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2017/7/11/art_99_28206.html)) における専利復審及び無効宣告に関する規定。

以下のいずれかに該当する復審事件については、優先審理を請求することができる:

- (1) 省エネ・環境保護、次世代情報技術、バイオ、ハイエンド設備製造、新エネルギー、新材料、新エネルギー自動車、スマート製造などの国家重点発展産業に関わるもの;
- (2) 省・市の人民政府が地区レベルで重点的に奨励する産業に関わるもの;
- (3) インターネット、ビッグデータ、クラウドコンピューティングなど技術又は

製品更新が急速に進む分野に属するもの；

(4) 復審請求人が発明・創作を実施する事業の準備をしている、既にその発明・創作を実施する事業をしている、又は他人が当該発明・創作を実施する事業をしていることを証明する証拠があるとき；

(5) 同一の主題について中国で最初に専利出願され、その後他国・地域に出願されたもの；

(6) その他、国利又は公益にとって極めて重要であり、優先審理を必要とする事件；

以下のいずれかの事情に該当する無効宣告事件においては、優先審理の請求をすることができる：

(1) 無効宣告事件の対象となる特許に起因する侵害紛争において、当事者が地方知識産権局への処理の依頼、人民法院への訴訟提起、又は仲裁調停機関への仲裁調停の申立てを行ったとき；

(2) 無効宣告事件の対象となる特許が国益又は公益にとって極めて重要であるとき。

専利復審事件における優先審理の請求は、すべての請求人の同意を得なければならない。無効宣告事件における優先審理の請求は、無効宣告請求する者又はすべての専利権者の同意を得なければならない。

専利権侵害紛争を処理し審理する地方知識産権局、人民法院又は仲裁調停機関は、無効宣告事件について優先審理を請求することができる。

復審及び無効宣告事件の優先審理件数は、各専門技術分野の審査能力、前年度の専利権付与件数及び当年度の係属事件数に基づき、CNIPA が判断する。

CNIPAが優先審理に同意した場合、同意の日から以下の期間内に事件を終

了させるものとする：

- (1) 専利復審事件は 7 月以内に終了させる；
- (2) 発明及び実用新案の無効宣告事件は 5 月以内、意匠の無効宣告事件は 4 月以内に終了させる。

#### 4.3 多角的審査メカニズム

当事者の利便性向上のため、復審・無効審理部は出張審理、巡回審理、遠隔審理、及び侵害確認事件との併合審理など、複数の審判方式を確立し、より便利で効率的なサービスを提供している。復審・無効審理部は、20 の標準審判廷及び対面審理及び遠隔審理の要件を満たす 5 つの遠隔審判廷を設置し、中国国内に 11 の巡回審判廷を設置している。

#### 4.4 外部研修・サービス

復審・無効審理部は、「復審・無効宣告事件年間トップ 10」を発行し、「イノベーション主体交流会議」を毎年開催し、法律の適用を解釈し、審査基準及び概念を伝達している。復審・無効審理部は、中国輸出入商品交易会（広州交易会）、中国国際サプライチェーン促進博覧会（CISCE）、中国国際サービス貿易交易会（CIFTIS）などの関連展示会の知的財産保護を支援し、専利侵害紛争の処理や知的財産コンサルティングサービスを提供している。

#### 4.5 外国人当事者への通知

中国に居所又は営業所を有しない外国企業その他の外国機関は、復審及び無効宣告事件の処理について、法律に基づき任命された専利代理人に委任しなければならない。

#### 4.6 情報開示及びリソースリンク

復審・無効審理部は、審決、口頭審理の告知、及び典型的な事件を公式ウェブサイトで定期的に公開し、利用者が関連情報を適時に入手できるよう支援している。

<https://www.cnipa.gov.cn/col/col2632/index.html>

- 知的財産に関する行政事務サービス項目手引き(第2版)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/6/3/art\\_2644\\_193601.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/6/3/art_2644_193601.html)

- 当事者向け説明書

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/14/art\\_2644\\_176537.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/14/art_2644_176537.html)

# 米国特許商標庁（USPTO）特許審判部（PTAB）の 手続 についての簡単な紹介

## 1. 米国特許商標庁（USPTO）特許審判部（PTAB）についての紹介

### 1.1 ウェブサイト

<https://www.uspto.gov/patents/ptab>

### 1.2 審判官(35 U.S.C. § 6)

#### 1.2.1 法令上の審判官

特許商標庁長官、特許商標庁副長官、特許局長、商標局長、特許審判官(APJ)

#### 1.2.2 特許審判官(APJ)

- (1) 商務長官による任命
- (2) 法的および技術的な訓練の両方を有することが必要であり、すなわち弁理士であることが必須であるが、審査官としての経験は不要。

### 1.3 3人の審判官からなる合議体による最終書面決定(審決)

- (1) 審判官は通常、技術分野に応じて案件を割り当てられるが、必ずしもそうとは限らない。
- (2) 各合議体審判官の意見は同等の重み付けがされる。

## 2. 査定系審判

### 2.1 ウェブサイト

<https://www.uspto.gov/patents/ptab/appeals>

## 2.2 概要

- (1) 再審査における特許出願人及び特許権者は、審判を請求することができる。
- (2) 審判請求人は、口頭弁論を請求することができる。
- (3) 審判請求人は、審判手続中に補正を求めることはできない。
- (4) PTAB は、審査官の判断に誤りがないか審理する。

*Ex parte* NANCY C. FRYE, 2009-006013 (2010年2月26日審決)。審決は、特許性の判断ではなく、また審理後は、事件が審査官に差し戻され得る。

## 2.3 請求提出プロセス

電子特許出願管理システム(Patent Center)

## 2.4 マニュアル及びリソースリンク

- (1) 35 U.S.C. § 134
- (2) 37 C.F.R. §§ 41.1-41.208
- (3) MPEP Chapter 1200
- (4) 査定系審判簡易テンプレート

## 2.5 請求提出プロセス

特許審判事件追跡システム(P-TACTS)

### 3. その後の司法手続き

3.1 合議体による再審理の請求

3.2 司法的再審理の請求

### 4. 追加リソース

4.1 PTAB 先例審決及び参考審決

4.2 リーガル・エクスペリエンス・アドバンスメント・プログラム (LEAP)

4.3 PTAB インベンター・アワー・シリーズ